

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十八号

昭和四十八年六月六日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村 佐四郎君

理事 羽田 野忠文君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

天野 公義君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

田中 榮一君

八田 貞義君

加藤 清政君

上坂 昇君

竹村 幸雄君

渡辺 三郎君

松尾 信人君

宮田 早苗君

出席國務大臣

出席政府委員

公正取引委員会 事務局長

通商産業省企業 局長

中小企業庁次長

中小企業庁指導 部長

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官

大蔵省銀行局特 別金融課長

厚生省環境衛生 局環境衛生課長

農林省食品流通 局商業課長

大蔵省主計局主 計官 禰 徹映君

大蔵省銀行局特 別金融課長 額 田 毅也君

厚生省環境衛生 局環境衛生課長 加 地 夏雄君

農林省食品流通 局商業課長 岩 野 陽一君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

小川 平二君

木部 佳昭君

島村 一郎君

西村 直己君

増岡 博之君

加藤 清二君

佐野 進君

藤田 高敏君

米原 昶君

玉置 一徳君

中曾根康弘君

吉田 文剛君

橋本 利一君

森口 八郎君

生田 豊朗君

建設省都市局都 市再開発課長 野呂田芳成君

参考 国民金融公庫 有吉 正君

副総裁 商工委員会調査 藤沼 六郎君

委員の異動

六月六日

辞任 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

補欠選任 池田 禎治君

同日 玉置 一徳君

り、また、流通部門に対する外国企業の進出が相次いで伝えられるなど、中小小売商業を取り巻く環境は一段とびしきを増しております。このような情勢に対処して、「自主的な近代化努力を促進し、その能力を効果的に発揮できるよう必要な援助を行なうことは」、「わが国経済の発展のためにもきわめて重要な課題であります。このように趣旨説明をいたしておるわけであります。したがって、今回の法案が提案されたその核心は、いま私が申し上げたところにあるのではないかと考え、大臣に対しては、以上の点を中心にして質問をしてみたいと思つております。

最初に、百貨店、大型スーパーとの競争の問題につきましましては、この法案のあとで百貨店法の改正の問題が審議されますのでそのときに譲るといたしまして、私は「流通部門に対する外国企業の進出が相次いで伝えられる」云々という点について大臣の見解をお伺いしたいのであります。いわゆる小売商業に対する資本の自由化は一〇〇%自由化の線がすでに既定の方針として決定せられ、それに対応するために個人小売商業を擁護し、援助する、こういふためにこの法案が出されたといふように伝えていかうか、まず冒頭お伺いしたいと思つております。

○中曾根國務大臣 自由化の国際的な波はひしひしとして日本の周囲にも訪れておるのでございまして、商業に対する分野についても外国の要請は非常に強いのであります。しかし、小売商業となりますと日本では百九十万くらいございまして、飲食店を除くと百五十万の由でございしますが、ほとんど零細な資力のないものが多いのでございまして、それを簡単に自由化してしまうと非常な苦難におちいる可能性がございます。そこで、小売関係につきましましては、自由化は個別審査ということ

にして留保しておるわけでございまして。

しかし、一面において外国からの要請及び国際的な公正競争という面からの要請等から見まして、それらの要請をむげに拒否することも必ずかしいという情勢でもありますから、できるだけ早期に日本の小売商業に力をつけて、そして対抗し得る素地を早く形成していこうという趣旨もこの法案の中にはあるわけでございまして。

今回われわれが中小企業関係でやりました一連の政策、すなわち事業主報酬制度あるいは無担保、無保証関係のいろいろな金融政策及び大型小売店舗に対する諸般の政策と並んで、この法案もいまのような内外の情勢に対応すべく中小小売商業を強化し、そういう趣旨でやつておるものでございまして。

○佐野(進)委員 そこで大臣にお伺いいたしますが、いまは個別審査だということでございますが、これは第四次の資本自由化によつてそのような取り扱いがなされておるわけでございするけれども、話に聞くとところによると、四十七年七月の日米箱根会談で一〇〇%の自由化が、一定の制限下ではあるが、その自由化についての約束がなされておる、このようにいわれておるのでございしますが、それは間違いないでございせんか。

○中曾根國務大臣 過般の箱根会談におきましては、アメリカに対しては一〇〇%十一店舗の支店を認めるということとで妥協いたしました。それ以上の店舗の増強等につきましては、先方とまだ決定したようなものはないでございせん。われわれとしては、これらの諸般の政策を講じながら中小小売業における体質の強化がどの程度に進んでいくかということも考えながら対米折衝等に備えたいと考えておるところでございまして。

○佐野(進)委員 そうすると、対米間においては十一店舗ということで一〇〇%の自由化を認めて

いる、他の諸国についてはまだ認めていない、しかし、これについてもやがてこれを解除する、十一店舗の制限も解除する、このような答弁と受け取れるのですが、そう解釈してよろしいですか。

○中曾根国務大臣 小売商業における体質の強化の状況を見比べながら将来の対策については対米関係、外国との折衝において考慮していく、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 日本の小売商業の現況は、大臣がその情勢を見守りながらそれに対処していく、こう表現されておりますが、今日の日本における小売商業の現況下においてそのような時期はそう急に来ない、少なくともここ五年以内にはそのような状況は来ないと判断して差しつかえない。いかにこの振興法案が通り、財政的にあるいは税制的に、さらに指導面において充実した指導を行なったとしても、日本の置かれていた現況下において、特に小規模零細企業の様相を深く有している小売商業関係においてはそのような状態は来ない、私は判断しているわけですが、大臣は、そのような状況下において、五年以内にそのような状態がくるとお考えになるかどうか。この法案の実施に基づいてそのような状況がもし来たことと判断されるならば、一〇〇%自由化を行なう決意であるのかどうか。いわゆる時間の幅の問題と、いわゆる外的な圧力に対してはね返す条件、その二つで自由化に対する一定の方向がきめられてくると思うのですが、大臣は、そのような状況の中で早期にそれを実現せざるを得ない情勢下にあるというように考えるかどうか、その点ひとつ聞いておきたいと思えます。

○中曾根国務大臣 先ほど米商関係で御答弁申し上げましたのは、米商産品及びこれに準ずる商品に限る、そういうことでございまして、日本の内地で産出している品物等を自由にやっていると、いうことではございません。念のために申し上げます。

第二に、では自由化の時期はいつごろになるのかという端的な御質問と考えますが、これはいま

いつというふうに時期をきめて申し上げにくい状態でございます。何しろこういう法案、諸般の政策によりましてどの程度日本の小売商業が強化されていくか、あるいは景況の状況等もよく見比べながら徐々に進んでいくべき問題で、一挙に水門を開くというようなことはなかなかむずかしいのではないかと、そういうように思っています。

○佐野(進)委員 さきの藤田さんの質問に対しても、大臣はたいへん巧妙な答弁を繰り返して、とうとううまいまいに、私どもをもつて言わしめれば逃げたような形になっておるのであります。事この小売商業に關係する法案については、先ほどお話ししましたように、数百万にわたる中小小売業者並びにその關係者が注目して見守つておるわけでございますから、適当な表現の中で逃げられるということなく、お互いにひとつ核心に触れ合った討議をしてみたいと思つております。

そのことを要望しながら御質問をしてみたいと思つておりますが、そこで当面の小売商業は、大型、小型にかかわらずこの自由化の問題に最大の関心を有しておるわけですが、したがって、この問題に対して一定の歯どめがかけられていくという状態の中で、いわゆる自助努力あるいは政府における指導等の関連の中で、中小企業の近代化、小売商業の近代化というものの促進ははかられる、いわゆる安定した状況を保障し得ないで、ただその努力をなささいということだけでは、今日のこのような経済情勢の中では、法律を制定してもなかなかその目的が達せられない、こう私は考えるわけですが、したがって、私をして言わしめれば、対米国との交渉の中において、特に小売商業部門の中における自由化の促進についての要請に対して、少なくとも通産大臣はこれに対して断固たる決意をもつて阻止すべきではないか。政治的な配慮に基づいて、これに対して対処すべきではないか、いわゆる日本の国益を守るという立場においてこれに対処すべきではないか、こう考えるのでございますが、大臣の見解をお伺いしたいと思つて

ます。

○中曾根国務大臣 基本的には先生のお考えと私も同じであります。何しろ百数十万にわたる店舗及びそれに関係している家族の皆さま方の生活に關することでございますから、われわれとしてはそれらの人々の生活を守るということは政治の第一義であると考えます。ただ、その力が次第に伸びて強化されていくに従ひまして、國際的調和という部分もまた二次的には考えなければならぬと思つております。内外の情勢から見ますと、日本の経済は単に孤立してはあり得ないので、國際經濟の中の一環として貿易も行なわれ、資源の入手も行なわれておるわけでございます。したがって、そういう國際經濟の調和も第二義的には無視し得ない要素もあつて、その辺の調和は體力の強化をよく見きわめつつ、景況の情勢、國際情勢等もよく見きわめつつ弾力的に判定していくべきものであると考えております。

○佐野(進)委員 この問題について時間をとつておるわけにはまいりませんが、私は、ただということばのあとにおける表現は當然の表現であらうと思つております。政治でありますから。しかし、基本的に常に國益を守る、その中小小売業者の立場に立つた判断、そのためにあえて強硬に主張していくべきところは主張していただきたいという要請を含めて質問をいたしておるわけですが、特にその場合言ひ得ることは、国内の情勢が力強く、外国と対等に渡り合えるようになってきたと言ひながら、自由化の段階におきまして、それそれの条件に対応した決定があらうと思つております。特にアメリカが日本に進出しなければならぬ部分についても、それぞれの場合においてはそれに対応する条件として一つずつあるではありましようけれども、少なくとも零細小売商業に關係する部分にまでその強い要請をしてくる必要はないのではないかとわれわれは判断するわけですが、したがって、そういう部分について大臣に、この点については、まず中小小売商業を振興するために、五年以内ということを言ひ得ることが適

切かどうかわかりませんが、当面少なくともある一定の時期内においてはこの自由化に対しては厳格な態度をもつて対処していただきたい、私はこのことを要望したいと思つておるわけでありまして、そこで、第二番目の質問に入りたいと思つております。ありますが、私は、政府はどうか第一点の問題については弱腰だというふうな点については非常に危惧を持っておるわけでございますが、しかし、それにせよ、そういう状況の中でもつて今回單獨法として中小小売商業振興法案が提出された、この努力に対しては敬意を表したいと思つております。と申し上げますことは、小売商業關係者にとつてその社会的な地位、あるいは営業面における保障、あるいは一定の政策面における対象が單獨の法律の中において規定されてきたということについては、關係方面、特に零細小規模小売業者の方々は、この法律に対して大いなる期待を持っていると思つております。そういう意味において私は敬意を表したいと思つております。

しかし、この法律をいかに検討いたしますと、単に近代化だけが目標である、いわゆる近代化によつて力をつけるのだという形の中において幾つかの項目が羅列をされておるわけでありまして、結果的にそのことによつて落ちこぼれを来たす部分、いわゆる格差を発生する部分が非常に大きいように考えられるわけでありまして、それらの点については、この法律の内容をあとからしきりに分析しながら御質問をしてみたいと思つておりますが、第一に、いまこの提案された法律案の印象としてそのように考えられるのでございしますが、このことに対して大臣の見解をお伺いしておきたいと思つておるわけでありまして。

○中曾根国務大臣 小売商業は千差万別でございまして、この合理的あるいは体力増強というふうなことはなかなかやりにくいわけでございます。協同組合とかあるいは商工会とか商工會議所を通じて指導あるいは情報伝達という形で行なったり、あるいは国民金融公庫や中小企業金融公庫あるいは信用保証協會等を通じて金融面にお

いろいろな措置を講ずるという面、あるいは今回の税制措置の面等もござりますが、近代化、合理化という面を考えると、共同組織、共同行為における連携した力の合わせ、あいによる発展ということが最も合理的のようによい考えられるわけでございます。したがって、今回の法案におきましても、一面においては商店街の整備という共同行為、それから事業の協業あるいは合同、合併等、事業の連携を通ずる一つの共同行為、連鎖店における共同行為、そういうようなみなで力を合わせてという方向で近代化をやらざるを得ないという形になっておるわけでございます。そのほかには、個別的指導というさつき申し上げたこと以外に、ちよつと考えられませんか、小売関係の発展というところはいろいろを軸にして、それによってまわりの個別的にやっておられる方々も刺激を受けて、自分たちでまたいい方法を考へていつてわれわれと相談してもらう、そういう発想に基づいておるわけでありませう。

○佐野(進)委員 そのことのよしあしは、法案の内容が議論の際には質問してみたいと思ふのでありますが、ともかく近代化、合理化、これが小売商業を振興させるという唯一の方法であるが、とき印象が、この法案全体を通じて言えるわけです。単にこの法案だけでなく、中小企業対策、政策全般を通じて、政府の考え方は一貫してそこに焦点が当てられておるようでありませう。私は、近代化、合理化ということばの持つ意味をいまここで議論しようとは思いませんが、ただし、そのことだけで全体的な中小企業対策、特に小売商業対策が完全に律せられるという、あるいは考えられないのであります。いわゆる近代化政策の中においてむしろ落ちこぼれを来して、格差を生じ、その格差を生じた面については転換をし、という形の中で政策として発表されているようにござりますが、そうでなく、むしろこの法案の精神の中で中小小売業者の方々が非常に大きく期待を寄せている——期待を寄せているということ、いままでそれらの法案がなかった、しかし

今度は政府はそれらを取り上げてやってくれた、非常に感謝する、しかし同時に、この法案の中に盛り込まれていない条項について、特にこの法案に盛り込まれていない条項を適用されてくるならむしろ脱落する、落ちこぼれるという懸念すら感ぜられるのではないかと。そういう点について、いま少し幅広くあたったかみのある対策というものがこの法案の中に補完されてしかるべきではないか、こゝろにやうな印象が私どもとしてもあるわけでありませう、そういう点について、この法律を提案したことについては敬意を表するとともに、それらについての補完措置について、大臣は今後積極的に各方面の意見を入れてこれを補完していただきたい、ただかなければならない、こゝろを承ておきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 御指摘のように、この法案が完全であるとは思いません。ただいまの御発言の御趣意をよく体しまして、いろいろな補完的措置について謙虚に検討を加へまして、必要あらばとしましてその政策を実行していくつもりでございます。

○佐野(進)委員 そこで、私はこれに関連して御質問したいのですが、実はこの法律の基本法である中小企業基本法の第十四条の一項に「国は、中小商業について、」云々とあり、二項に「国は、中小商業又は中小サービス業について」云々というところがあるわけでありませう。今回の法律案は、この中における第一項を基礎にして提案されていると考へて差しつかえないと思ふのであります。すると、当然いま申し上げましたとおり、同じ地域にあって商店街を構成している中で、片一方はこの法律の該当は小売商業である、片一方はサービス業である、同じ店舗、同じような条件の中で消費者に対してサービスを提供している形の中においてそのような状況が発生した場合、そこに一定の矛盾が発生してくるわけでありませう。したがって、それらの点について、私はこの法案をつくるときに、当然第十四条第一項ないし第二項との関

連の中でこの法案が作成されていなければならなかったと思ふのです。しかしそのことがなされてないで、いま申し上げましたとおり第一項を前提としてこの法案が提案されたというところは、全体的な中小小売商業という名のもとにおけるところの小売商業界における対象が、商店街ないしその振興、共同化という形の中における法案の内容といふことが狂ひが生じてくるような気がするわけでありませう。したがって、第二項の点についての配慮等は、いまの補完するといふ意見の中においてどのように措置し対応していかなければならぬか、この際お伺ひしておきたいと思ふのであります。

○森口政府委員 お答え申し上げます。

本法は中小小売業者を対象にいたしておるわけでございます。中小サービス業者についてやほりいろいろな問題点があるわけでございますけれども、小売業とはその実態を異にしておりますので、特に小売業者に限定をいたしたわけでございます。

ただ、先生例示に引かれました商店街あるいは共同店舗等におきましては、同じ商店街の中にサービス業者が雑居しておる、あるいは共同店舗におきまして小売りが共同化して店舗をかまへば、さういふときにサービス業者がその中に入ればさらに共同店舗の顧客吸引力が増すというような実態も当然考えられるわけでございますので、本法の実施の過程におきましては、商店街あるいは共同店舗等におきましては、サービス業者が一定の数を限つてではありますけれども、当然中に入つて助成の対象となり得るよう処置をいたしたいというように考へておる次第であります。

○佐野(進)委員 次長にはあとでゆくりいろいろな点で質問するから、大臣はいつまでもあれではないから、ときどき質問するとしても、最初のうちはひとつ大臣答へてください。あまり具体的にわからなければわからないでいいですから、なかなかこまかい内容がありますから、大臣は、全部わからなくても、ただ概念的にこうだと言つ

ていただければけっこうだと思ひます。

そこで私は、いまの答弁で一応了解して次へ進みたいと思ふのですが、一般中小のこの法案の対象者はたいへん喜んでゐる、消費者もそのことによつて一定の利益を得ることができ、こゝろにことなるようにわれわれも大いに努力してみたい、法律が成立したあとにおいてさういふやうにやつてもらいたい、こゝろを思ふわけですが、ただ中小企業法案というのは審議するときにはたいへん熱心に審議するわけですが、それが法律となつていった場合、案外活用されていない、さういふ場合が非常に多いわけですが、多いと言つては言い過ぎになるかわかりませんが、いわゆる政府が中小企業対策として法案としては出すけれども、その実施にあまり熱意を持たないのかどうかこれはわかりません。さういふ例が多々あるわけでございます。

たとえば小売商業調整特別措置法、これは百貨店法に該当するがこゝろ形の中で制定されておるのを見ないといわれれば困つた法律になつてゐるわけですが、さらにまた下請中小企業振興法、いわゆる造船関係企業の中において一昨年通つたこの法律が一定の効果をあげて活用されておりますが、大部分の下請企業者に対してこの法律が審議している過程の中において論じただけで効果をあげていない。あるいは中小企業指導法という法律がありますが、指導法の中に盛り込まれている法律のその精神は非常に重要であり、かつそれを活用することによつて多くの効果をあげることができ得るにもかかわらず、その効果を具体的にあげ得る措置がとられていない。あるいは一定の条件下において活用されているけれども、ほとんどとられていない。それらは予算がないとか、あるいは人手がないとか、あるいは対応する組織がないとか、いろいろなことがありますが、私は、さういふような法律になつていく危険性をこの中小小売商業振興法案も持つてゐると思ふのです。精神的に

進めていこう、今回の法案はそういう趣旨でござい
ます。しかし、労働福祉という面等については
われわれは最大限に考えなければなりません。か
ら、振興指針を定める際に、そのような従事者の
福祉向上という面について特に強調いたします
し、これに関する共同施設等については金融面等
で十分配慮していきたいと思っております。

○佐野(進)委員 大臣に対する総括的な質問はも
う一点で終わりたいと思っております。あと
は中小企業庁長官ないしは関係者それぞれに
しかし、大臣についてもときどき質問いたしま
すから、ひとつお聞きをおきしたいと思います。
原則的な面でもう一つ確認をしておきたいと思
うのです。さつき質問いたしましたけれども、い
わゆるサービス業、食品業、中小小売商業に関係
しては、その対象から除外されておる部分に
ついて、本法律が適用される部分については、
さつき次長も言っておりましたけれども、包括的
な条件の中でこれを対象にするという、あいまいに理
解してこれから議論を進めていかうか、その
点だけを聞いておきたいと思っております。

○中曾根国務大臣 サービス業等につきましては
は、いま直接この法案の対象としては書かれてお
りませんけれども、共同事業等を実施して、その
中に参加する場合には一定の限度においてこの法
案の援用を受ける、同じように扱われて処理され
る、そういうふうに御理解願いたいと思いたす。
○佐野(進)委員 ちょっとそこが違ふんだけれど
も、これはさきより審議が始まったばかりだから、
いまここでやり合ってもしょうがないから、もう
少しあとで議論してみたいと思いたす。いずれに
せよ、あとで次長にも質問いたしますから、その
際また深めてまいりたいと思いたす。

そこで、本法案の内容について質問いたしてみ
たいと思っております。
まず第一に目的であります。目的では、商店街
の整備と経営の近代化で国民経済の健全な発展に
寄与するところとありますが、私どもは、この文
章をそのまま読んで、それが違ふとか、それがい

いとか悪いとかという議論をしようとは思わな
いわけでありまして、問題は、いわゆる保護政策な
のか、自助努力に對してこれを要請する政策なの
か、法案として一体どちらに力点を置くのか。大
臣の趣旨説明をお聞きしていると保護に重点を置
いておるようには感ぜられるわけですが、しかし、法
案の内容をつぶさに検討すると、自助努力、いわ
ゆるその対象小売商業者の努力によって成果をあ
げたいというように考えられておるわけですが、
またの共同化にしろ何にしろ、みんなそうです。
したがって、それらの点の解明が明確でない、結
局法案ができてしまったんだというだけで終わ
るわけでありまして、毎年適当に予算
をつけて、幾つかの案件について適当に金を出し
ましたというところで終わってしまう可能性が
あるわけでありまして、いままでは中小企業の団地
その他に對する補助、援助等をやっております
が、それは一定の条件下にある人たちが行ない得
る対象でありましたからいいのでありますが、こ
の場合においては特に小規模零細な対象者として
多数を占めておるわけでありまして、そういう
意味においては、むしろその点についてのいわゆ
る接点、どこにそのウエートを置くのか、十を七
にするのか、五にするのか、三にするのかという
点で非常に大きな違いが出てくると思つたのであ
ります。そういう点について、健全な発展に寄与す
るという法案の趣旨に基づいて、どこにその力点
を置くのか。これはこれから法案を審議する上
において非常に重要でありますので、御質問して
おきたいと思いたす。

○中曾根国務大臣 これは自助努力を促して、そ
れを助成するということ、やはり基本は、自由
主義経済のもとにおいて各企業者が創意工夫を
もって自助努力をしていくこととありま
す。それを国が誘導しながら助成し、保護してい
く、こういう関係であります。

○佐野(進)委員 それでは、次に振興指針に入り
ます。
いわゆる生業的零細企業者が多くて、この業種

の業態は非常に複雑多岐である。先ほど来御説明
があつたわけでありまして、したがって、そのよう
な生業的零細経営が多い状況の中で近代化をしよう
というところはなかなかたいへんなことだ。言
うのはやさしいのですが、結局中堅、もうあるべ
き姿に成り立つた人たちに對する自助努力の培養
と対策、こういうことになりかねないわけであり
ます。しかし、それでは、本来この法律を提案し
た趣旨に合致しない部分がたかさん出てくるわけ
であります。もちろんその人たちの、外資の導入
あるいは大規模小売商の進出等によつてたいへん
なことになる条件があるわけでありまして、それ
も、それだけではなかなかたいへんではありません
したが、振興指針を示すということについては
は、それらの問題について少なくとも一定の条件
を判断しながら、その判断に基づいて振興指針が
出されると思つたのでありますが、政府のお考えに
なつては小売商業のあるべき姿、そのあるべき
姿をどういうところに置くべきであるか、という
ことについて、原則的な面であつて、さつき
ますから、御説明を願いたいと思いたす。

○中曾根国務大臣 小売商業は、からだにたと
えまして毛細管のように、からだの末端に血液を補
給し、新陳代謝を促していくという作用があるだ
ろうと思いたす。日本の経済の中において、特に
流通部面において最も消費者に接触する前線を
承つていただいて、そして円滑に、きつて小売商業
費者の要望にも応ずるし、それによつて小売商業
者自体の生活を立てていく、発展させていく、そ
ういふ関係でやつていただくことを期待してお
るわけでございます。

○佐野(進)委員 まことに抽象的で、毛細管にた
とえられた程度ではなかなか満足した答弁とは思
えないのです。ほんとうはそのところははずばり
こうですとやうに言いたければこの振興指
針の審議には入れないわけですが、しかしそれは
なかなか無理だろうと思いたす。しかし、一刻も
早く明確に大臣もひとつ把握をしていただきた
いと思つたわけですが、

そこで二項に「振興指針には、次に掲げる事項
について定めるものとする。」と書いてあるわけ
であります。が、この「次に掲げる事項」、大部分が
いわゆる近代化、合理化、近代化、共同化、こ
ういふことになっておるわけですが、最後の五に「そ
の他中小小売商業の振興のために必要な事項」、こ
ういふ形に書かれておるわけですが、私は、先
ほど申し上げましたとおり、この振興指針の中にど
うしてもつけ加えていかなければならないのは、
従業員、福利増進という項を従業員、経営者も含
めて、零細企業でございまして、それも含めてで
ございまして、少なくとも振興指針に書いていく
場合、合理化、共同化ということだけでなくし
て、それに対応するように、その合理化、共同化
に進んでいくとする従事者なり経営者に対する
ところの福利増進その他のことを指針として一項
加えておかねばならないと思つたので、さ
うでなければ振興指針にならないでしよう。人手不
足で労働者が集まらぬ。幾ら合理化、近代化した
ところで、人が集まらぬ企業なんか存在しない
です。にもかかわらずここには書いてない。これ
もつて振興指針になるとお考えになつていて、こ
れ自体がちょっとおかしいのではないかと。どこへ
行つても人手不足で労働力を確保しなければなら
ぬといわれながら、ここに書いてないといふこと
についてはいへん大きな落ちこぼれではないか
と思つたのでありますが、その点ひとつ御質問し
上げます。

○中曾根国務大臣 私が先ほど申し上げましたよ
うに、従事者の福祉の關係、特に労働福祉の問題
は、中小企業政策の総合的な政策の中の非常に大
きな大黒柱の一つであると思つておられます
したが、いまして、当然さういふことは含まれるべ
きであり、第五号の「その他」ということと含めて
いるつもりであるわけでございます。振興指針の
中には当然さういふことも含めて書き上げるよう
に心がけてまいりたいと思いたす。

○佐野(進)委員 その大事なところが「その他」の項
の中へ入れられちゃ困つちやうのです。これはま

ああとで修正するのかがどうが、また考えてもらうとして、次の質疑に進みます。

そういったことです。当然そのことが含まれているということがあります。その次の三項に「通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、云々と、いわゆる「事業を所管する大臣」云々というものが出てくるわけであります。さつき大臣の答弁では、サービス業、食品業等についてはアーケードあるいは商店街整備等の場合があったとき、それを入れるのだ、こういうふうに御説明になっておるわけであります。ところが、小売業に属する場合においても、食品業なりあるいはサービス業の一部等についても小売商業に類似するような場合もあるわけです。したがって、「小売業に属する事業を所管する大臣」云々なるものがここにでてきながら、先ほど、きわめて狭い範囲にその範囲を限定する、こういうような形になる

と矛盾点がでてくるのではないかと、私はそのように考えるわけであります。しかもこの場合「小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、」さらに「近代化審議会の意見をきかなければならぬい。」まあこれはよろしいですけれども、いまいしく大臣としての立場に立つて、いわゆる所管大臣としての立場は、大臣の先ほどの御説明からするならば、いわゆる通産大臣が一番多くの力をお持ちになって協議をするわけでございますけれども、それらの場合においては、指導する通産大臣の権限に基づいて小売商業の場合においてはそれを行なう、そういうことがあってもいいからべきではないかと思ふのであります。いわゆる協議し、審議し、話し合いをしていくうちに時期を失してしまふというふうな場合もあり得るではないか。しかも、対象はそういう場合においては非常に広範でありますから、一定の条件の中にはそれらの業種を入れて事前の事務的な段階におけるところの協議はあつてしかるべきであります。実施段階においてははいま少しその責任が明確になされるほうがいいのではないかと、こう思うわけでありま

すが、御見解はどうでしょう。

○中曾根国務大臣 小売業の中には通産省系統のものだけでなく、他省に属するものもあるわけでございます。他省の管轄下に属するものについて通産省が一定の指針をきめるというときに合意をすることというのは、やはり官庁間の常套手段でございます。そういう意味で協議をして了解をもらう、こういうことであります。

なお、飲食店のようなのは小売業に入れてある由でありますけれども、飲食店のようなのも含めて指針をつくるという場合には当然関係各省で協議してやる。その場合にできるだけ迅速にこれを行なうというところは当然のことでありまして、原案はこちらがいろいろつくつてまいりますが、その原案に対する意見をすみやかに聞いて審議の方向に持っていくように努力してまいりたいと思ひます。

○佐野(進)委員 そこでまだいろいろ指針の中にあるんですが、省略いたしました。一つだけこの際ここで確認をしておきたいことは、いわゆる振興指針を定めてこれを公表するわけでございますが、その公表するということの理由は、国民経済の発展に寄与する、いわゆる消費者の利益を守りながら企業者の利益もともに守っていく、こういうところにあるのかと思ふのであります。ところが、そういう場合、振興指針の中でい

あります。

○中曾根国務大臣 先ほども申し上げましたように、情報伝達ということには中小企業政策の中でも非常に重要なことでありまして、それは一つは経営管理に関する情報伝達ということもございまして、お客さまの動向に関する情報伝達ということもございまして、技術的な開発等に関する問題もございまして、景気や市況に関する問題もいろいろございまして。ともかくそういう経営の指針に関することというのは商売の運命を制するようにな非常に重要なものでありまして、当然経営指針の中に包括的に包含されてくるものであります。私は第一号、第二号等「経営管理の合理化に関する事項」というようなことの中にもこれは包含されるものでもあります。第一号の「近代化の目標に関する事項」についても、情報の伝達、情報の豊富さというものは当然入ってくる問題ではないかと、そういうふうに思ひます。

○佐野(進)委員 それでは次に、認定の項に移りたいと思ひます。

高度化事業計画の認定ですから、これはこまかくどうだこうだと議論してみても始まらないと思うのであります。この書かれています文章そのものを理解すればそれでよろしいと思ふのであります。ただ、第四条第一項に關して通産大臣が認定する。その認定された、これこれというようになメリットが出てきますよ、したがって、これこれというところについてはどう認定しますよという形においてその事業というものを認定したあとにおいてどのようなことの確証がなされるのかという点について、この項の中では別に示されていないわけでありまして、「政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる」と。認定を受けたあとどうするのか、それに對してどうなったかという点についてどうすべきか、こういう点についての規定が解釈上明らかにされてない限り、この条文は単なる条文に終わつてしまふ。これは事業協同組合云々と非常にむずかしい文句が書いてありますから読んだだけで

はなかなかわかりにくいわけでありするけれども、それらについてこの点をどう解釈しているか。いわゆる認定をされたということだけで終わつてしまふということであつてはならないという意味で御質問申し上げるわけです。

○中曾根国務大臣 これは認定を受けましたら助成の対象になり得る、それらの計画を推進していく上についていろいろな助成措置が講ぜられておりますけれども、その対象になつていく、そういう資格者として資格が認定される、こういうことではないかと思ひます。

○佐野(進)委員 この項についてもまだいろいろ聞けば聞きたいこともたくさんあるわけでありまして、時間もだいぶたつていっているようでございしますので、進みたいと思ひます。

ただ、この項の中で高度化事業の認定の中で、問題は、第四項第三号の中にその内容について一応提出することになつていっているわけでありまして、これをどういうような内容において提出するのか、この点について御質問をいたしておきたいと思ひます。

○森口政府委員 法律でいっておりますいろいろな高度化計画は認定を受けることになつております。その認定の様式自体は同法で定めるわけでございますが、その認定の様式に従つて当然通産産業大臣の認定を受けることとされておるわけでございます。ただ、この通産産業大臣の認定は、私どもとしてはできるだけ限りの都道府県知事に委任をいたしたいというふうに考えております。ただ、全部都道府県知事に認定をまかせるといふことになりまして、やはり大規模店舗等の関係あるいは資金等との関係がございしますので、ある程度通産産業大臣に権限を保留して、原則としては都道府県知事に認定をおまかせするといふような考え方にいたしたいというふうに考えております。

○佐野(進)委員 そうすると、この項の最後に、各計画の認定基準は政令で定めることになつているといわれているのであります。その政令

で、いま地方公共団体の長、都道府県知事に委任する、こういうようなことが言われているわけですが、ただ単に都道府県知事に委任するというだけでは、その認定基準はたいへんばく然としていると思うのであります。したがって、その際これが一つの大きな認定の柱になってまいりますから、政令の内容等についてすでに準備ができていないならお示しを願いたいし、準備ができていないならいらないということとひとつ御説明願いたいと思います。

○森口政府委員 お答え申し上げます。

成案として具体的にまだできてはおりませんが、基本的な考え方について御説明申し上げます。

まず第一に、認定の基準として高度化事業全部についての共通の考え方、たとえば高度化事業の目標内容が振興方針に定める事項を順守するため適切であるかどうかとか、あるいは高度化事業を実施する場合に必要な資金の額等が確保されておるかどうかなどという点が第一であります。

それから第二に、高度化事業はいろいろございしますが、商店街整備事業あるいは店舗共同化事業あるいは連鎖化事業などに構成員が一体の程度であればいいかという点について具体的にきめたいと思っております。たとえば、商店街整備事業でございしますと、組合の組合員の数が三十人以上で、先ほど御説明申し上げたところに関連するわけでございしますが、その中で、中小小売業者が三分の二以上なければならぬというように、こと、それから店舗共同化事業につきましても大体何人必要とするか、あるいは連鎖化事業でも大体加盟店の数が何社必要であるかというように、各事業ごとの組織についての案件を第二にきめたいと思っております。

それから第三に、各事業についての案件でございしますが、商店街整備事業の場合でございしますと、適当な共同施設事業があるかどうか、あるいは店舗共同化事業でございしますと、組合員の事業に關し適切な共同施設事業があるかどうか。

連鎖化事業の場合でございしますと、本部事業者の場合に倉庫、事業所等の施設が十分に確保されておるかどうかなどという点を認定基準として具体的にきめていきたいというように考えております。

○佐野(進)委員 それでは資金の確保の問題に入りたいと思うのですが、それに関連いたしまして、どうしてもいまの高度化事業の認定のいわゆる第四条第三項及び第四項に関連した質問になるわけでありまして、これらの高度化事業を認定し実施するということになれば、当然それに基づいて資金要請が出てくるわけでありまして、あるいは税制の問題が出てくるわけでありまして、この資金の確保に關してこの条項においては、「国は、前条第一項から三項までのことと併せて、たゞ、必要な資金の確保又はその融通のあつせんを努めるものとする。」とだけしか書かれていないわけでありまして、したがって、これが先ほど来質問申し上げているとおり、しり抜け法案になる可能性を持つ大きな要素になっているわけでありまして、したがって、この資金の確保の問題に關連して、中小小売商業振興法案が成立した上は、どのような融資制度を適用するののかということ、特に資金確保を法律の条文の中に掲げてあるだけに重要な項目になっていると思つております。したがって、当然この面については新たな融資制度をつくるべきではないか、こう考えるわけでありまして、その内容について考えがあらばこの際明らかにしたいと思つております。

次に、税制については、この税制の中において初年度十分の一の特別償却をすべきであるというようにあるのが、その内容についてはどのような考えがあるのか、いわゆる資金と税制の面について、この際お伺いをし、関連して認定の項の第三項第四項について後ほど質問してみたいと思つております。

○森口政府委員 国は高度化事業の認定をいたすわけでございますが、従来高度化事業につきましても、中小企業振興事業団を通じて、中小企業庁

としては援助してまいつたところであります。中小小売商業振興法ができましたに際して、従来の振興事業団の融資をさらに中小企業者に有利になるように改正いたしますとともに、その資金量の増大をはかつたところであります。従来振興事業団からは、まず第一に、商店街の造成に關しましては当然援助をしておつたわけでございしますが、今回、本法案の制定に伴ひまして、特に公共性の高いような駐車場あるいはアーケード等をつくり出す場合は、高度化計画の認定を受けると八割無利子、必要金額の八割に相当いたします部分振興事業団を通じて無利子で融資をするという制度を創設いたしましたわけでございします。また、共同店舗等につきましても、従来から当然振興事業団を通じて援助してまいつたわけでございしますが、特に小規模業者が主としてつくり出すような小規模共同事業店舗につきましてもやはり所要資金額の八割を無利子で融資をするという制度を創設いたしましたわけでございします。また、連鎖化事業等につきましても、従来事業団から所要資金の六五〇相当額を低金利で融資をいたしておつたわけでございますが、本法のできますのに伴ひまして所要資金額の七〇％を低利融資するということに改正をいたしましたわけでございします。なお、高度化事業の認定を受けると、たとえば、商店街でございしますと、商店街に所屬しております組合員、それから連鎖化事業でございしますと、連鎖化事業の加盟店がございしますが、こういったいろいろな構成員が当然合理化事業をするというふうなケースがいろいろ起つてくるわけでございします。

この、こういった場合に備へまして中小企業、国民金融公庫の融資の条件を改善いたしまして、金利七〇の割合で構成員の事業の合理化に必要な資金を供給するということといたしたわけでございします。

なお、御質問の第二点の税制の問題でございしますが、御指摘になりましたように、高度化事業で認定を受けたところに従つて建物等を設置いたします場合には、普通償却額のほかは初年度十分の一の特別償却を実施するというような制度を設けて、これによりまして中小企業の共同事業者の内部留保の充実をはかつて高度化事業の伸展に資するというような配慮をいたしたわけでございします。

○佐野(進)委員 そこで私は、先ほど言いましたとおり、認定の第三項に關連するいわゆる連鎖化事業についての御質問をいたしたいと思つたわけでありまして、連鎖化事業は、今度のこの法律の中におきましても非常に大きな柱になっているわけでありまして、したがって、この大きな柱としての位置づけは、連鎖化事業によって近代化を促進しようというふうな考え方が通産当局においては非常に強い、いや政府内部を通じて非常に強い、こういったような印象を受けるわけでありまして、大臣、そのように私が考えてよろしいかどうか。

いわれる連鎖化事業の本法案における、中小小売商業における位置づけをどのように考えるべきかということについてひととお答え願いたいと思つております。

〔委員長退席、山田(久)委員長代理着席〕
○中會根國務大臣 この法案をごらんになりましたら、第一項は商店街関係、第二項は共同事業関係、第三項は連鎖化事業関係というふうに振り分けてございします。連鎖化事業というものについて非常に関心を持って振興助成したいと考えていることも事実でございします。これは事業体の強化という面と同時に、消費者に対するサービス面から非常に有効な方法である、そういったように考えておられます。通産省としても力を入れておるところでございします。

○佐野(進)委員 建設省の方、来ていますね。あまり待たしてはあれだから最初に質問したいと思つております。

私は、いまボランティアチェーン、コンビニエンスチェーンあるいはその他連鎖化事業の中で一番大きな問題になっているのは幾つかあるとしても、特に必要なのは集配地、いわゆる商品を集めてそれを分散する、各商店に分けていく、そ

いうところ、これは倉庫という表現でこの中には出ておきますけれども、これはきわめていま大きな課題になっていると思うのであります。いわゆる連鎖化事業を計画してポランタリーチェーンをつくることはそうむずかしいわけではないけれども、それが事業として一定の効果をあげて運営されていくという点については、それに関連する施設というものが非常に大きいわけです。

あなたは、先ほど来大臣と私のやりとりをお聞きになって中小小売商業の日本経済において占める位置なり、これから果たさなければならぬ役割なりというものが非常に大きいということを認識されたと思うのです。そこで、そういう面から流通部面の一環としてこのポランタリーチェーンと連鎖化事業についての育成をどうはかるかといった場合、特にこれから多くのポランタリーチェーンをつくっていくためにはならぬとするならば、その場合におけるところの用地の確保、施設の確保といふことが非常に大きな課題になって、そこで建設省関係においては流通業務市街地の整備に関する法律という法律があつて、その法律の条項に基づいてそれぞれ処理をされているようでありまして、これは同時にまた通産関係にも関係するわけでありまして。

そこで、御質問を申し上げたいことは、都市計画あるいは市街地改造計画、さらには港湾埋め立て等一定の条件下において新しい事業を起案される場合、これら中小小売商業関係におけるところの用地の確保、いわゆる近代化、高度化にふさわしい用地の確保についての一定の条件のもとにおいてそれをとり行なうということは非常に大切だと思ふのです。いわゆる大企業ないしは大型企業に対するところの対策というものは、それらの計画の中においてはきわめて迅速に取り入れられるわけでありまして、中小小売商業関係は資金力その他の面でなかなか取り上げられない。そこで私は、この流通業務市街地の整備に関する法律に関連してそれを質問するということでありまして、単にそれだけでなくて、今後の方針

として、それら通産当局ないし関係者のほうから要請があつた際、新しい計画についてはそれらを十分取り入れて配慮しながら施策を行なっていく、こうしてもらいたい、こう思うのであります。それらについてのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○野呂田説明員 中小小売商業振興法案第四條第三項の「連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備は、いま御指摘がございましたように、倉庫、冷凍庫あるいはベルトコンベア等の集配センターを意味するものだといふふうに思ひますが、これらの施設を整備することは中小企業の近代化、振興のために必要不可欠のものであるといふふうに認識しております。

流通業務市街地の整備に関する流通団地内には、倉庫とか、荷さばき場とか、冷凍工場とか、それから貨物の積みおろしのための施設等が建設できるといふことになっておまして、それらにつきましても、先ほどもお話が出ましたが、もろもろの資金の融通、あつせん、確保あるいは税制の恩典が与えられております。

幸いにしまして、この流通施設の整備に関する基本方針につきましては、この施設の基盤を整備する建設大臣と流通機能面といひますか、卸売業等を所管される通産大臣とが協議して定めることになっておりますので、御指摘いただきましたような問題につきましては今後十分配慮いたしまして、用地の計画的な確保につとめてまいりたいといふふうに思ひます。

そのほかに、実は一連の市街地開発事業がございまして、たとえば市街地再開発事業で建設されます建物の一部に、これらの集配センター等の施設または設備の一部が条件いかによりましては十分組み込んでいける余地があると思ひますので、そういう問題につきましても、十分通産当局と連絡をとりながら合理的に進めてまいりたいといふふうに考えております。

○佐野(進)委員 建設省の方、どうも御苦労さまでした。

そこで、大臣、いま私の質問の趣旨はおわかりだと思ふのでありますが、そのポランタリーチェーン等、一定のいわゆる近代化その他の形の中において事業を行なう場合、一番困つてゐる問題は、いま新しくつくるときにおいても、いままで行なわれてゐる業務の中においても、用地の確保はたいへんな大きな問題になっておるわけですね。そこで、都道府県知事に対して、それを協議をし、あるいは一部の権限を譲渡し、これらの事業を進めていくのだ、こういうようなことを先ほど来御説明になつておられるわけでございますので、各都道府県における公共用地を活用する形の中において、一定の集配センターあるいは倉庫等の建設を進めることは、これらの事業を推進する上にきわめて重大な課題であらう、こう考へるわけですが、大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 なかなか当世土地取得難でございますまして、公共用地が適当なものがあれば、それは非常に有効に活用されると思ひます。市有地とかあるいは県有地等、商店街から多少離れておつても、共同駐車場に使えたりするような場所があれば、非常に活用されている例もございまして、そういうふうには私たちが積極的に活用するようには助力してまいりたいと思ひます。

○佐野(進)委員 そこで、このポランタリーチェーンとの関連であります。今回のこの法律の制定を促進する人々の意見の中に、資本の自由化なり大型店舗の進出に対抗するためにどうして連鎖化事業を強力に推進しなければならぬ、特に専門店街、商店街等においてもそういうような意見が多く出ているようでありまして、しかし、なかなかこれは、言うはやすくて行なうはむずかしい。特にポランタリーチェーンの場合は、一般の商品のほか食品関係のポランタリーチェーンがたいへん大きなウェイトを占めているわけですね。これは当然、先ほど来御質問申し上げているとおり、通産省所管でなくして農林省所管あるいは厚生省所管というよりな形になる業種があるわけ

です。たとえば、厚生省の中においても食肉だとか鶏その他いろいろな食品関係の業種もあつて、こういういろいろな他の関係について、この法律の中にもいろいろなことが説明されておるようでありまして、ぜひこのサービスの関係その他の中で、農林省の関係者にも来ていただいておられますので、ポランタリーチェーンに関連する問題についてひとつ質問をしてみたいと思ひます。

これは通産省との関連もあつたので、ひとつお聞きをお願ひしたいと思ひますが、いま食品関係は、いわゆるポランタリーチェーンとして発展するとともに、コンビニエンスストアも同時に非常に速い速度をもつて発展をしております。これらについて、農林省や通産省はどのような位置づけをもつてこれらの食品関係におけるコンビニエンスストアに対しての取り組みをおられるのか、その原則的な取り組みの姿勢について御質問申し上げたいと思ひます。

○岩野説明員 お答えいたします。私も農林省関係といひましては、昭和四十五年、六年と、ポランタリーチェーンの食料品関係のチェーン化につきまして、いろいろの実態調査をいたしまして、さらにマニュアルというふうなものをつくりました。チェーン化、協業化の一環としてポランタリーチェーンの育成強化につとめてまいつたわけでありまして。

現在ポランタリーチェーン協会に加盟しております食品関係のポランタリーチェーンは、卸売商、小売商合わせまして、これは四十六年の末でございまして、大体三十七チェーンといふふうになつておるわけでございます。組織をつくりまして同時に、その内容充実に私どもも力を入れてまいつておるわけでございます。

さらに、四十七年からそういうチェーン化を進める一つの新しい行き方として、コンビニエンス店といひますか、消費者の利便に沿つたそういう形の小売業の発展というものに、総合食料品を中心といたしましてコンビニエンス化の動きというものは現在進んでまいつておるわけですね。私ど

も四十七年度に、コンビニエンス化につきましてのマニアルを作成いたしました。現在その動きに対する適切なアドバイスというより、進めてまいっておるわけです。現在のところ、コンビニエンスチェーンのあり方、それに対する物品の供給と申しますか、そういうような形について多少試行錯誤的な動き方もございます。今後そういうことで動きまわすチェーンというものがかなりふえてまいるといふふうに考えておりました。その指導に力を尽くしていきたいというふうに考えております。

○森口政府委員 中小企業庁といたしましては、やはり最近の消費需要の多様化に対応いたしまして、消費者の購買の便宜に資するというような面から、コンビニエンスストアの利便はいろいろ考えられるわけでございます。したがって、私のほうもコンビニエンスストアのマニアルをつくりまして、コンビニエンスストアを開設される場合には、こういうようなことであるというような指導をいたしておるわけでございます。先生おっしゃいますとおり、これはやはりポランタリーチェーンの一部としてコンビニエンスストアが当然開かれるということが考えられるわけでございます。私も、私どもとしては、ポランタリーチェーンの育成と同時に、コンビニエンスストアの開設等についても極力中小企業者を指導し、援助をしてまいりたいというふうに考えております。

○佐野(進)委員 そこで、農林省に私御質問を申し上げたいのですが、いまお話しのように、ポランタリーチェーン、コンビニエンスストア等々、食品関係に対するチェーン形式による中小小売業者の自助努力というものは非常に高まっているわけですが、したがって、これに対する指導が適切であるかどうかということがこれからの中小小売業者の振興に対して非常に大きなウェイトを占めてくると思うわけでありまして、農林当局においても積極的に取り組んでまいりたい。

同時に、これが主務大臣という形の中で処理さ

れているわけですが、結果的にいうと主務大臣という形ですから、通産ベースで通産大臣が――私は通産ベースでいいということでは、強調したのですが、役所としてのなわ張りがありまので、それぞれが競合し、あるいはそれぞれがそこを来たす、こういうふうな形の中でデメリットが出てきてはどうかというふうに思っています。これを機会にひとつ農林当局も、この法案の成立を契機にして積極的な対応、取り組みを強く要請しておきたいと思っております。

そこで、厚生省から来ていただいておりますので、厚生省に御質問を申し上げたいと思うのですが、私は先ほど来質問を続けてきておるのですから、おわかりのとおり、今回の法律案に基づいて、中小小売業者の関係については一定のメリットが得られるような状況の中でこの法案の審議が進められつつあるわけでありましたが、先ほど大臣とのやりとりの中で明らかになったように、いわゆる環境衛生団体の中で厚生省が所管し、商業であるといわれるがごとき形でありながら商業でないサービス業といわれる重複した商業もあるわけでありまして、これらの層がこの法律の恩恵を受けることなく、あるいはその審議の中にいて埋没してしまっていることがあつてはたいへん残念だと思つております。一般的には、先ほど申し上げたとおり、同じ街区の中にあって、小売商業あるいはまたサービス業が存在している場合は、幾らもあるわけでございますから、これらについて、この法案審議の中における私の要望を含めて、厚生当局の見解をこの際聞いて、積極的にこの法律の審議の経過を通じて取り組んでいただきたい、こう思つておりますが、御見解をこの際お伺いしておきたいと思つております。

○加地説明員 先ほど来の御審議で先生御指摘のように、環境業をどうこうというのではなくて、環境業の中にも小売業に類するものもございますし、また先ほどのお話しにございましたように、商店街とかいった問題については、サービス業であつても当然その計画の中に入ることでございます。なお、たとえばクリーニング業界のような場合には、御承知のように、現に近代化促進法でやっておるわけでございますが、私どもとしては、この法律が流通の合理化とか近代化という形で焦点が小売店に置かれておるわけでございますけれども、決してサービス関係も適用の除外になつておるわけではございませんので、そういう意味で理解をしておるわけでございます。

○佐野(進)委員 いずれにせよ農林、厚生両省とも積極的に中小小売商業あるいはサービス業の振興のために努力してもらいたい、こういう要望を申し上げておきます。どうも御苦勞さまでした。

そこで私は、ポランタリーチェーンの問題あるいはコンビニエンスストアの問題についてはまだたくさんお聞きしたいことがあつたわけでございますが、十二時半まででやめてくれということですが、メモが来たので、省略をいたしまして、次の問題に進みたいと思つております。

次は、先ほど資金の確保と減価償却の問題は終りましたので、調査について御質問を申し上げます。

いわゆる調査の効果、わざわざここに「調査」ということでこれほどの項目をあげて御説明になつておられるわけです。文章は少ないけれども、この法律の中で非常に調査を重視しておられるということがよくわかるわけでございますが、これをまた長く御質問申し上げておりますと時間がかかるので、一点だけ御質問申し上げます。

この調査というものは、現行の商業地域近代化計画を意味しておるものか、あるいは新しい角度に立つての調査という項目の設定なのか。現行の商業地域近代化計画を意味するものであるとするならば、簡単でけっこうですから、現在の実施状況と今後の方針について、この際、御説明をしていただきたいと思います。

○森口政府委員 法律の七条に調査のことに触れております。この調査は、先生御指摘のとおり、一つは商業近代化地域計画のことを意味してあり

ますが、他面診断の一態様といたしまして、私どものほうで従来から広域商業診断というのを実施いたしておりました。さしあたりはこの二つのことを意味しておるというふうに私のほうは考えております。

商業近代化地域計画につきましては、四十五年度に発足いたしました。四十七年度に四地域、それから四十六年度に十地域、四十七年度は十二地域を実施いたしております。なお、広域商業診断につきましては、毎年大体五十地域ぐらゐ実施をいたしております。ただ、商業近代化地域計画と広域商業診断の違いは、広域商業診断のほうに地域が比較的狭く、一つの商店街と他の商店街との関係という点を主としてとらえておるという点に差異があるかと存じます。

○佐野(進)委員 調査が診断ということになりましたが、次の研修事業との関連で御質問申し上げます。

いわゆる研修事業の実施ということとは、「経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずる」ように努めるものとする。「云々」といっておりますが、結局これからの中小小売業者が、その自助努力によつて外資の圧力なり大型店舗の圧力なりをはねのけて、その企業基盤を維持して発展していくためには、みずからの力を高める、そのみずからの力を高めるために、研修なり、指導なり、その他診断なり、いろいろなものが必要になつてくるわけですが、

そこで、政府の行なつてい法律の中で、中小企業指導法をはじめいろいろの法律に基づいてそれらの措置を行なつていられるわけですが、結果的に中途はんばではないか。もちろん予算の面その他があまりない、いま次長の説明がありました点につきましても、そう多くの地点に対する調査が進められていない。診断といふのが、単なる幾つかのほんとうに形式的な形しか行なわれていない。こういうような形ではその効果はあげ得ないし、この法律の調査の項目も、結果的にはそのま

す。

そこで私は、この研修事業という問題について若干御質問をしてみたいと思うのでありますが、時間がございませぬから全体的に質問をいたしますので、大臣並びに次長のほうから答弁をしていただきますというのであります。

まず、研修事業実施の主体は一体だれなのか。それがその研修事業を行なうのか。

二つ目には、経営の指導を担当する者の養成機関は一体どこなのか。いま中小企業振興事業団が行なっておるといわれておりますけれども、この養成機関というものは一体どういふことを考えているのか。

三つ目に、中小企業診断員等あるいは商工会議所、商工会等の指導員等、民間指導員の活用をどのようににかつていくのか。

四つ目に、商工会議所等の果たすべき役割りの範囲、商工会議所等がそれぞれ役割りを果たしておりますが、それらの範囲について、この際お伺いをいたしたいと思うのであります。

私の申し上げることは、単に役所ベースの中でそれぞれの問題について処理をするのではなく、広く民間の有識者の理解と協力を求める中で、一定の役割りを分担させる、たとえば、研修機関についても、あるいは診断事業にしても、その他の形の中においても、それぞれの事業を分担させる形の中で十分なる機能を果たしていくべきではないか、そうではないと、先ほど言った調査の項での説明のとおり、単なる申しわけにそれをやつてやりました、それが全体的な条件の中でどれほどの効果を生み出すかといえは、ほとんど形式的な効果しか生み出さない、こういうようなことにならざるを得ないので、そういう点について質問をしてみたいと思つております。

○森口政府委員 お答え申し上げます。

中小企業の研修につきましては、実施の主体は都道府県であります。都道府県におきまして、現在中小企業の経営者あるいは従業員を対象にいたしまして研修制度を実施いたしております。た

だ、都道府県が実施したいような部分につきましては、御指摘のありました中小企業振興事業団におきまして、やはり中小企業の経営者あるいは従業員を対象にして研修制度を実施しておるところでございます。ただ、先生御指摘のとおり、規模が十分ではないかという点は確かにございまして、私もさらにはこれは将来拡大していきたいというように考えております。

それから、御指摘のありました民間の診断員等の活用でございます。民間の診断員等は、当然都道府県がいろいろ中小企業を指導いたします場合に、診断を都道府県の総合指導所で実施をいたしておりますが、その場合にやはり民間の有識者として御協力を願っております。

なお、振興事業団でいろいろ研修制度を実施いたします場合に、先生御指摘のような面もありまして、民間のそういう知識を持った人のうち、有能な方を嘱託として事業団のほうで常時利用しておるといふような点もございまして、いづれにいたしまして、先生御指摘のように、やはり民間の有能な人を大いに活用するといふような方向で、将来とも実施していきたいというように考えております。

なお、商工会、商工会議所の指導事業につきましては、御存じのとおり、おのの経営指導員を商工会、商工会議所に置きまして、いろいろ中小企業の経営指導を行なっておりますけれども、これはやはり小規模事業という面を主として目的として、こういう経営指導を行なっておりますわけでございますが、同時に、中小小売業者の大部分が小規模企業であるという実態から見ますと、商工会、商工会議所の経営指導も、やはりこういう法律を背景として経営指導をするといふような方向で今後運用を強化してまいりたいというように考えております。

○佐野進委員 大臣、いまの点についてお聞きしておきたいと思うのですが、その指導事業といふのは非常に大切なことでありますので、全体的にいわゆる広範な各方面の力を結集した形の中に

おいて、これだけではございませぬけれども、中小企業全体に対する振興のために活用する措置を十分考えられたほうがいいのではないかと、こういう点を申し上げたいと思つております。

そこで、これはまたあと中小企業基本法の問題の場合、当然議論になりますので、私またその際質問してみたいと思つております。したがって、きょうはこの程度で終わりたいと思つております。

また、考えられることは、そういうふうな指導体制をつくって各団体なり何なりにとんとん指導を強化していく。そういうことになりましたと、農林省も厚生省も帰ってしまつたからあれなんです、それぞれ団体ができてくるわけですが、それぞれの団体で、特定の人が自分の個人的な利益を追求するためにその会長になる。具体的には申し上げませんが、必要があればこの次のときには申し上げたいと思つておりますが、補助団体その他補助金や交付金に基づいて運営される団体、指導団体でも何でもけっこうですけれども、そういうふうな場合に、特定の個人利益に基づいて就任する、むしろ強引にその組織そのものがそれを求めるのじゃなくて、その人の個人的な利欲に基づいて就任しようとして強要したような場合を私どもあらゆる方面で見聞しているわけです。そういう場合において、案外指導体制の本部である通産当局なり各省の指導がきわめて弱いというやうな例があるわけです。必要があれば、この次の質問にその具体的な例を持ってきてもいいと思つておりますが、私は、これらの点についてきょうは大臣に抽象的に質問しておきますので、関係方面でひとつ御調査を進めていただきたい。いわゆる公平な形の中においてそれぞれの団体の補助金、交付金団体の責任者になつていない。そういうような条件については、厳正な立場においてこれを処理する、こういう政治的な姿勢をひとつ大臣、この際明らかにしておいていただきたい。もし必要があれば具体的な例で御質問しますけれども、きょうはそういうことは必要ないと思つておりますので、抽象的な質問をしておきたいと思つております。

○中曾根国務大臣 法律でも、商工会と商工会議所あるいは協同組合等においては政治的中立性を保つように配慮されておりますし、また、事業自体が、いままのよう企業自体の共同行為として経済行為を追求していくという立場にあるものでありますから、われわれはそういう見地に立つて厳正公平な行政をやらなかならぬと思つております。また、そういうふうな業界自体も努力していくべきであると考えております。

○佐野進委員 いよいよ時間がなくなりましたので、最後の質問に入りたいと思つております。公取、さっきからいへん長く待たして恐縮でした。最後の質問はフランチャイズの問題であります。いわゆる特定連鎖化事業に関する問題であります。これはあと五分の中で質問しろといつたつてどだい無理ですから、せつかく公取が来ていますから、公取に關係した問題だけ質問してあとは保留して、また適当な機会に質問してみたいと思つております。

そこで、五月二十一日の日に、「公取」フランチャイズ「規制へ」多し不当取引引き、弱い立場の加盟店を守る「契約に「認定基準」検討」顧客誘引へ誇大表示「フランチャイズチェーンの問題点」加盟店への価格制限など「公取調査」こう出ているわけです。ときたままたこの法律の中にも、フランチャイズの問題については相当こまかに書かれているわけです。時間がございませんが、あなたに御質問したいことは、この書かれていることは、この提案されている趣旨とほぼ同じだといつてもいいやうな内容が書かれていくわけでありまして、したがって、この内容は事実かどうかという点について、そしてその考え方がどうなのかという点について、ひとつお聞きしておきたいと思つております。

それから大臣にこの際、これに関連してフランチャイズ問題でお聞きしておきたいことは、これは内容を勧告するといふことだけが書いてあるのです。そして勧告したことについて公表するといふこともないわけです。それから公取のほうは、

○中曾根国務大臣 法律でも、商工会と商工会議所あるいは協同組合等においては政治的中立性を保つように配慮されておりますし、また、事業自体が、いままのよう企業自体の共同行為として経済行為を追求していくという立場にあるものでありますから、われわれはそういう見地に立つて厳正公平な行政をやらなかならぬと思つております。また、そういうふうな業界自体も努力していくべきであると考えております。

○佐野進委員 いよいよ時間がなくなりましたので、最後の質問に入りたいと思つております。公取、さっきからいへん長く待たして恐縮でした。最後の質問はフランチャイズの問題であります。いわゆる特定連鎖化事業に関する問題であります。これはあと五分の中で質問しろといつたつてどだい無理ですから、せつかく公取が来ていますから、公取に關係した問題だけ質問してあとは保留して、また適当な機会に質問してみたいと思つております。

これについて一定の罰則とまではいえないけれども、それに対していわゆる公取違反であれば結果的に審判によって処罰をされるわけであり、この法律によると全然それらの点については触れられていないわけであり、そうすると、公取の態度に対して通産省の新しい法律の中においては、それよりもむしろ後退した形の中で、むしろ公取の行為を制限するよりな形の中で法律が制定されようとしているわけ、これはこの書かれてある文章の面から見ても全く後退であり、矛盾であり、かつ、この法律の精神が生きてこない。単なる行政上の指導点だけを書いたというぐあい、印象づけられるわけであり、この点について、公取の答弁と、大臣の答弁を承っておきたいと思うのです。

○古田(文)政府委員 お答えを申し上げます。

この前、日経新聞に出ておた記事でございますが、公取ではかねがねフランチャイズチェーンにつきまして独禁法上問題があるのではないかと、いこと、問題があるかどうかという点の実態調査を進めております。ただ、現在までまだ調査結果はまとまっておりません。

ただ、新聞の報道では非常に詳しく書いてございまして、これはあくまで事務局における調査、検討でございます、まだ委員会としての正式態度を出しているわけではございません。

フランチャイズにつきましては、やはり加盟店の保護という立場、つまり独禁法との関係で加盟店の保護という立場から調査をやっているわけ、ございまして、一応考えられる問題点として、フランチャイズの本部が加盟店を募集する場合は、いわゆる不当誘引効果を持った募集方法をとっているかどうか、それからフランチャイズ契約書の内容にいわゆる優越的地位の乱用行為であるとかいうふうな不正取引方法を用いているのかどうかという点を中心に調査を進めております。

それから認定基準を出すかどうかということはまだきめておりません。問題点につきましては、

中小企業庁等関係当局とも、これは十分に事務局段階で協議している段階でございます。

○中曾根国務大臣 フランチャイズの問題については、新聞紙上に報道されましたり国会でも御質問をいただいております、本部と加盟店との間に力の相違とかあるいは情報や知識の有無とか、そういうことによつて乗ぜられていた加盟店というものが必ずしもないとはいえないと思ひます。

ただ、いまフランチャイズというものは日本でも発展し始めている当初でありまして、当初におきましては若干の摩擦もあるとは思ひつております。しかし、原則としてこれは契約で営業行為として両方が結んで提携していくという関係でありますから、できるだけ法的強制というものを加えることは避けることが妥当である、われわれはそういう考えに立つて、あまり罰則のような強いものは考へておらなかったものであります。しかし、現実に強いもの、弱いもの、あるいは情報知識のあるもの、ないものということが目に見えてあるようなケースもあると思ひます。そういう問題もよく踏まえてこの問題には対処したいと思ひつておりますが、一応はそういう契約の自由という原則に立つた姿勢で法案は提出しております。しかし、これは推移によつては考えなければいけないポイントであるだろうと思ひつております。

○佐野(進)委員 だいぶ長く質問をしましたが、ちやうど十二時半になりましたので、まだ質問がたぐさん残っておりますが、あらためてまた時間をいただいておりますこと、これで終わります。

○山田(久)委員長代理 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十八分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします神崎敏雄君。

○神崎委員 まず、振興指針の内容について第一にお聞きいたしますが、この第三項二項で五つあげられていますが、この五つの項目のそれぞれの具体的な内容についてひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○中曾根国務大臣 振興指針は、いわばガイドラインとでも申すべきもので、われわれのほうで官僚的な統制的な処理を避けて、一応の基準点となるべき大きな原則的なことをお示しして、それを採用にならうがなるまいが、これは関係業者の自由でございますけれども、一応こういう方向に持っていくことが望ましいと思われ政策的方向をお示しをして参考にしてもらおう、そういうことであります。

各項目につきましては、次長から御説明申し上げます。

○森口政府委員 お答え申し上げます。

法律の第三条にありますが振興指針は、第一号が「経営の近代化の目標に関する事項」ということになつております。「経営の近代化の目標に関する事項」におきましては、たとえば、経済合理的な事業活動によつて生産性の向上をはかることとか、あるいは最近の消費者の欲求の多様化に対処いたしまして、消費者の欲求をよく把握したような販売態度をとるといふようなこと、あるいは午前中の質疑にも見られましたように、労働力不足というような問題がありますので、省力的経営をはかることというふうな、そういう経営の近代化の目標に関する事項を第一号に掲げることとしております。

第二号の「経営管理の合理化に関する事項」でございますけれども、この中では、第一に、やはり経営者並びに従業員の資質の向上ということが大事でございますので、経営者が資質の向上をはかるというふうな点、それから、いろいろな欲望に対処した商品の仕入れを計画的に行なうというふうなこと、それから、展示あるいは販売促進というふうなことに効率的かつ合理的な方法を講ずるというふうな点、それから、経営管理のな部

面といたしまして、家計と営業をできるだけ分離をしようというふうな点、最後に、従業者の資質の向上をはかりましたために、できるだけ検定試験制度を利用しないというふうなことを二号にうたうこととしております。

第三号は、「施設及び設備の近代化に関する事項」でございますが、店舗その他の施設の合理化に関する事項をここで掲げることとしたしております。特に、省力的な設備あるいは物的流通の合理化に関する設備あるいは店舗設備等の導入について積極的に進めたいというふうなことを第三号で書いております。

第四号は、「事業の共同化に関する事項」でございますが、小売業者は積極的な共同意識を持つてグループ化あるいは組合化というふうなことに進めなければならぬというのを前提としたしまして、後ほど出てまいります商店街、連鎖店あるいは小売共同店舗についてのいろいろな備へべき事項ないしはつとめなければならぬ事項というものを四号に列記をいたすこととしております。

五号は、「その他中小小売商業の振興のため必要な事項」ということに相なっておりますが、午前中の質疑でもございましたように、従業者の福利厚生に関する事項をこの中で盛り込みたいというふうなことを考へております。

○神崎委員 いまの説明の中で、第一号の地域経済環境との調和という問題、第二の経営管理の合理化の中で財務管理という二つが落ちているんですが、これはもう意識的に落としてるんですか。

○森口政府委員 御指摘のとおり、第一号には地域との調和あるいは第二号の経営管理の合理化の中で御指摘のような事項はこの振興指針の中に盛り込んでおります。意識的に落としたわけではございません。その中で独立した項目であげております。ただ、振興指針の内容が非常に多岐にわたりますので、代表的な事例を摘出して申し上げた

まででございます。

○神崎委員 そので、その地域経済環境との調和とは一体どういふことかというこの中身を聞きたい。財務管理とはどういふことの管理をやるのか。中身を教えてください。

○森口政府委員 この振興指針は、性格として指針的なものでございます。したがって、おっしゃいましたような財務管理とは具体的に何であるかというふうなことは、小規模事業者に対する指導員あるいは商店街の指導員等がございまして、この人たちが財務管理とは一体何であるかというふうなことを個別具体的に教えるということになっておりまして、この振興指針ではその方針的な面のみを指示しておるということでございます。

なお、ちょっと申し忘れましたが、振興指針につきましては、私どもは、現在、申し述べましたとおり考えておるわけでございますが、これはさらに各方面の意見を聞きまして最終的にきめた上、公表したいというふうに考えております。

○神崎委員 それでは、財務管理の中には青色申告に対するいわゆる半強制的な指導、そういうものは入っておらない、こういうふうに理解しているのです。

それから、いわゆる地域の経済環境との調和というのは抽象的な表現ですが、これは論議のあるところなんでまたあとで議論しますが、いわゆる財務管理というよりなことに、そういうことには関連がないのだなというふうに理解して質問を続けていってよろしいか。

○森口政府委員 お答え申し上げます。

現在私どものほうで考えております案で、地域の発展との調和ということにつきましては、第一の経営の近代化の目標に関する事項の第六号というところで、地域発展との調和ということに別章を分けて書いてございまして、先ほどは特に御説明をいたしませんでしたけれども、振興指針の中には入れるつもりにはいたしております。

それから、御質問のありました財務管理等について青色申告制度をとらなければいけないというふうなことは、この振興指針の中には入らなっております。

○神崎委員 第二に移ります。

そうすると、次に、高度化事業の認定は、商店街整備計画、店舗共同化計画、連鎖化事業計画、それぞれ政令で定める基準に適合することが条件となっております。ところで、この基準を定める際の政府の基本姿勢についてお尋ねしたい。

昨年の産業構造審議会流通部会の第一部会中間答申によると、中小小売商は消費者への近隣サービスの充足のいない手として、商店街に多様性を持たせる、また、構成要素として、あるいは大型小売商の地域独占化のおそれに対して、有効競争を維持する対抗力として健全な発展が見られるように配慮する必要がある、こういうふうにして述べられておられる。中小小売業の基盤方向として、こういう形をそういう形の基準にしておる、こういうふうにいわれておるが、こういう法律はこの基本方向に沿って定められておるのかどうか、この点はどうですか。

○中曾根国務大臣 指針のようなのは、単に対抗策として基準をつくるということとは適当でないと思ふのです。つまり中小小売業振興というものを目的にそれは立てらるべきであって、その中小企業振興という目的の中にいろいろな経営の近代化もありまして、労務問題も出てまいりまして、税金問題も出てまいりまして、それで、通産行政として把握する範囲をこの法律では対象にしておりますから、その範囲内において指針を立てるということでありまして、対抗策という感じになりますと、これは公正競争とかあるいは消費者保護という面が強く出てまいりまして、必ずしも小売業を中心と考えるというやり方よりも、何か政策的なお金が多分にいたします。そういう点から、やはり中小企業者自体を本位に考えた考え方で基準は立てらるべきであると思ひます。

○神崎委員 そういふいまの大臣の基準でこのことが進められるということについての一貫性について、私は、そこでやはり基礎理念をちゃんと据えて置いていただきたい、このように思ふのであります。

そうすると、第三番目に開きますのは、政令で定める基準とは、引き続きでございますところの百貨店とかスーパーに対抗する力の最低限度を維持することになりますけれども、現在政府の考えているこのスーパー、百貨店に対抗する力の最低限度、こういうものに対する考え方の具体的な内容は、どういふふうにお考えになっておられるか、これを聞かせてください。

○森口政府委員 法律の中では、商店街、共同店舗、連鎖化事業等の計画を認定するということが相なっております。そういう計画を認定いたしましたからには、やはり一定の小売業者が参加をし、一定の内容を持つておるものでございまして、中小小売業の近代化というふうな目標には到達できないわけでございます。したがって、私どもの観点は、あくまでもそういう計画自体がほんとうに中小小売業者自体の資質を高めるような高度化事業であるかどうかということ認定の基礎条件にしたいと思つております。

たとえば、具体的に申しますと、商店街の改造におきましては、三十店以上の商店街、構成員が三十店ありますような商店街の整備事業でなければなりませんし、やはり適当な共同施設事業がこれに伴つたものでないと認定はできないというふうに考えております。

また、店舗の共同化につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、今年度から新たに零細店舗、小規模事業店舗につきまして特に有利な貸し付け制度を創設するということを言なつたわけでございますが、小規模事業店舗ですと、やはり相当数の店舗がその中に入りまないと店舗共同化の実をあげるわけにはまいらないということ、大体十店以上の小規模事業、十店以上の店舗が参加したものでなければ店舗共同化とは認めない

というふうなことを原則的に考えております。

また、ボランティアチェーンにつきましても、やはり一定数の加盟店がございましてボランティアチェーンの長所が発揮できませんので、五十店以上の加盟店のあるものを計画認定の対象にしたいというふうな考え方でおります。

○神崎委員 そのことが冒頭に尋ねた地域経済環境との調和の基準ですか。

○森口政府委員 先ほど地域との調和ということに申し上げましたのは、振興指針にうたつておるところでございます。私がいま御説明申し上げましたのは、具体的な個々の計画の認定基準であります。ただ、具体的な個々の認定基準以外に、具体的に個々に認定する場合に、当然振興指針というものは参考にされなければなりませんので、具体的に商店街の整備計画あるいは店舗の共同計画等が出てきた場合には、いま先生御指摘のありました地域経済との調和が十分保たれておるかどうかという点も十分配慮した上で認可をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○神崎委員 そうすると、商店街といつたら三十店以上あったら商店街、それ以内だったら商店街とは言わないということになって、それが都市計画との適合性については関連がありませんか。

○森口政府委員 お答え申し上げます。

現実にごさいます商店街は、百以上の商店を含みます商店街、あるいは三十店以下の商店街、いろいろあると思ひます。ただ、現実には顧客吸引力を持つような一つの共同体として行動できるような商店街といふのは三十店くらいが限界ではないか、これは一種の腹だめでございまして、そういうふうな考え方で私どもは認定基準を一応考えたわけでございます。

○神崎委員 ちょっと抽象的ではありますが、またそれはあとで具体的な事例をあげた中で、私の聞いている真意を立証していきたいと思ひます。

次に、四番目に開きますが、高度化事業計画の認定と振興指針のかかわり合ひはどうなつておるのか。つまり計画が振興指針に沿つたものであ

るのかどうか認定の条件になるのではなからうか、こいうふうに思ふのですが、それはどういふことになるのですか。

○森口政府委員 先ほど御説明申し上げましたとおり、具体的に高度化事業を認定いたします場合には、振興指針に合つておるかどうかということの一つの条件になるというふうに考えております。

○神崎委員 そうすると、通産省の振興指針のワケの中だけに限定されるということですね。

○森口政府委員 私どもは、やはり振興指針が中小小売商業振興の基本になる考え方というふうに存じておりますので、いろいろな振興方策を講ずるにあたりましては振興指針を基礎に行動しなければいけないというふうに考えております。

○神崎委員 一々反論していると時間がたつて、次にどんどん進みますけれども、五番目に伺いたいのは、中小小売商の実態について見ますと、常時従業者五人以下の小売店が九〇%を占めており、また、従業者を使用していない個人商店が約八〇%を占めている。これが産需審で報告されているのです。ところで、これらの小零細小売商は、いまのあなたの説明からすると、どの程度高度化事業に参加できるのか。これについて具体的に納得させていただきたい。

○森口政府委員 私どもは、中小小売商業者は、商店街あるいは連鎖化事業あるいは共同店舗というような形で行動していかなければその効果をおさめることはできないのではないかと、このことを第一に考えております。先生御指摘ございました小規模事業者が一体こいう事業にどの程度参加をしておるかという点につきましては、大体私どもは、商店街におきましては構成員の約半数が小規模事業者である、それから共同店舗等におきましては小規模事業者が八割以上を占めておる共同店舗が約半数であるということで、小規模事業者もこいう高度化事業を十分利用いたしておると考えております。

○神崎委員 八割というのは訂正ですか。いま五

割、八割と言われたのは訂正ですか。

○森口政府委員 共同店舗の場合について申し上げますのは、たとえば共同店舗の中に構成員が十人おるといたしますと、そのうち八割まで小規模事業者でありますというふうな共同店舗が、全体の共同店舗のうち半分以上あるということを示し上げたわけでございます。

○神崎委員 そこで次に六番目に聞きますが、スーパー大手二十社の平均売り場面積を通産省の調査で見ても、小さなところでピーコック産業ですね、これが千三百平方メートル、大きなところでは平和堂の五千七百五十七平方メートル、こいうことになっております。売り場面積をこれに匹敵するものにならなければ、競争できないという単純なものではないにいたしても、政府も一定の基準をきめていられるように、ある程度大きな規模が必要とされます。したがって、大型化すればするほど、大きな資金が必要とされるのは言うまでもありません。

こいう点から見ますと、高度化事業に参加できるのは、中小小売商の中でも資金的に余裕を持った一部に限られる、こいうふうな思ふのです。結局、本法案によつて資金面で恩恵を受けるのは中小小売商の上層といえますか、一割にすぎないといふことになると思ふのですが、あなたの言われるその商店の八〇%がこれの中に含まれますか。

○森口政府委員 確かにスーパーの一店当たりの面積は数千平方メートルに達しております、相当な大きさを保持しておるわけでございます。ただ、私どもは、店舗の大きさのみで競争するといふ必要は必ずしもないと思つております。やはり商品を的確に選択して、消費者の需要に應ずるようなものを売りますれば、スーパーよりも小さい店舗でも、スーパーと同じような効率をあげ得るのではないかと考えております。

先生御指摘の小規模事業者がなかなか利用できないではないかというふうなおしかりをいただいたわけでございますが、こいうふうな点もあり

まして、私どもは今回、共同店舗をつくり出す場合には、八割で無利子の融資制度を案はつくつたわけでございます。小規模事業者は、資金源がそれほど豊かではありませぬし、やはり財政的にも弱いという面でも、必要資金量の八割は、振興事業団を通じて府県から貸し付ける、しかも、これは無利子でありますというふうな制度を考えたいわけでございます。こいうふうな制度でございまして、残りの二割を調弁すればいいわけでありまして、小規模事業者といへども、相当程度の共同店舗を設立し得るのではないかと考えております。したがって、本制度は小規模事業者も相当利用されるのではないかとこいうふうに期待をいたしておるわけでございます。

○神崎委員 別に私はしかつてゐるわけではないので、おしかりを受けましたという表現を使つてもらうとぐあひが悪いのですが、尋ねておるので、あなたの言われている、大きな入れ物でなくとも、小さくても、一般消費者に非常に喜ばれるようなものを売つておれば経営は成り立つのだ。これはやはり机上の空論ですよ。実情はこいうものではない。それは何ぼでも実例をあげます。いま一緒に出ておられますけれども、百貨店法、スーパーについての法案が出たときには、実例をたくさん申し上げますけれども、それはほんとうにへ理屈といひますか、実際はそうじゃないですよ。だから、こいうふうな形で考えてせられたら、せつかくこの法律をつくつても、先ほどから言われているように、ほんとうに一面いいようなことを言つておつて、そして一面では非常に苦しめる。だから、大臣が冒頭に言われた基本姿勢が生きてない。こいうふうに思ふわけですよ。

そこで、意見の違いは違ひとして続けますが、商店街整備に対して中小企業振興事業団の融資を受けたもの、これを調べてみましたら、あなたはこいうふうな言われましたが、昭和三十九年から四十六年の七箇年に、全国で十二の商店街しか受けていないのです。この数の少ないことにも問題がありますけれども、この十二の商店街

のうちで、小零細小売商といわれるのは一体全体の何%を占めているのか。いま一点、共同店舗についてはどうか。これを具体的に教えてくださ

○森口政府委員 確かに先生御指摘のとおり、商店街近代化については昭和三十九年から四十六年に至る期間において十二件の助成しかいたしておりません。ただ、商店街につきましては、このほかに商店街として共同施設をいろいろ設置をしておるとこいうような事業がございまして、これは同期間に二百五十二件の助成をいたしておるわけでございます。

確かに、商店街の近代化ということで従来振興事業団がやつてきました事業自体、これはやはり商店の相当数の店舗を建て直すというふうな非常にむずかしい内容を含んでおりますので、商店街自体の中でのなかなか権利調整がでないために、私どものほうに出てくる件数が非常に少なかつたという点は、御指摘のとおりであらうかと思ひます。したがって、この恩恵に浴したものが一体小規模事業者の中で幾らであらうかという御質問でございますが、計算するまでもなく、これは全体の小規模事業者の数からいいたしますれば、現状では非常に微々たるものではなからうかと思つておるわけでございます。ただ、私どもは、こいうことではいけないと思つておるわけでございまして、いろいろ制度の改正を行ない、制度を使いやすくし、中小企業者にPRをして、こいう高度化事業をさらにふやしていくという決意を固めておるわけでございます。

○神崎委員 この七箇年に十二といつたら、一年で二カ所やつたら十四になるのです。それなら、一年で二カ所もやつておらぬというわけですね。商店街といふのは、いま全国で何ほくらいるのですか。こいう振興事業団の融資を受けられる対象の数は一体どれだけあるのか。こいうふうな形から融資を申し入れたらり申告をしたりした数は一体どれだけあるのか。こいうものを整理され、いろいろな形の折衷もあると思ふのです

い。え、ば、こ、う、い、う、も、の、を、つ、く、つ、て、も、ら、っ、た、ら、
 できるだけ中小の、特に零細の商店が、いわゆる
 恩恵ということばは適切でないけれども、これに
 該当したり対象者になり得るものにしたいたからこ
 のことを言っておるのです。そういうことから見
 て、これらの小零細企業を調査してないと言
 うが、調査しなさいと要求します。それでなかつた
 ら、いつまでたつてもやはり調査の対象にならな
 いような人たちが多いのです。そういう人たちが
 振興してはいいのですよ。それがいつも目こぼれ
 になつて、網の目からはずされてゐるわけです
 ね。調査もしてないのだから。言っておること
 はわかりますね。だから、それは調査をして、そ
 れに対して適切な手を打ってもらいたい。とい
 うのは、これらはいわゆる小零細で現在共同店
 舗を張っておりますが、そこらの経営状態とい
 うのは、

順調にいったりしております。この法律をつくるに際してもそういうことを調査されましたか。

○森口政府委員 私のはうとして直接調査はいたしてありませんが、大体高度化事業で助成をいたしましたような商店街あるいは共同店舗等につきましては、そういう事業ができました後に運営診断というのを行なうことになっておりまして、大体こういうような助成高度化事業につきましてはほとんど全部そういう調査が実施をされておるといふことに相なっております。

○神崎委員 さつぱり言っておることはわからないですね。調査をしてない、しかし運営診断はしております、だから調査はしていると思ひますといふのは、どういふように理解したらいいのですか。

○森口政府委員 ことは若干不十分であつたわけでございますが、高度化事業につきましては府県が融資をいたしておりますので、府県のほうで運営診断等を通じてその状況を把握しておるといふことを申し上げたわけでございます。中小企業庁としては直接調査はいたしておりませんといふことを申し上げたわけでございます。

○神崎委員 そうしたら、府県が調査した結果、こういういわゆる零細共同店舗は今日経営は順調にいつているというふうな報告が通産省にきておると、経営が順調にいつておらぬ、非常に困つておるといふような調査報告がきておると、調査結果を教えてください。

○森口政府委員 共同店舗等につきましては、やはり全体として見ますと、共同店舗の事業そのものが必ずしもうまくいつておらない共同店舗もある。中には、もちろん非常に成功をおさめておる共同店舗も数多くあるわけでございますが、反面、組合員の団結が欠けたりあるいは立地条件の選定を誤つたり、あるいはその所在地に対する商品の選択を誤つたりといふような、いろいろな事情が重なつてうまくいつておらない共同店舗が相当あることは事実でございます。

それから、商店街等につきましては、大体こう

いう事業を実施いたしましたしから、特にうまくいつておらないといふことは聞いておらないわけでございます。

ただ、共同店舗の中のまた個々の企業者の経営状況はどうなつておるかといふことでございまして、やはりうまくいつておらないところの共同店舗の中の小規模事業者、これはもちろん店舗全体がうまくいつておらないわけでございますから、小規模事業者の経営は苦しいものがあるといふことは聞いております。

○神崎委員 うまくいつていないのは、団結が悪かつたり、商品の選択が悪かつたり、いまあげられたようなことがおもうまいといふてないほんとの理由とあなたは思つていますか。

○森口政府委員 私は、やはり中小企業者のいろいろな共同事業を実施した場合には、組合員の団結が一番大事であるといふように思つております。もちろん団結だけではだめなので、やはりグループの中小企業者を指導する指導者に当然その人を得なければいけないわけでございますが、私ども高度化事業をやつておりましたいろいろなケースを見て、失敗の事例を見ておりました、組合員全体の共通意識がない、全体に協力してよくやつていこうといふような意識のないような協同組合に失敗しておる事例が多いといふのは事実でございます。私どもは、やはり何よりも組合員の強固なる団結といふことが第一ではないかといふように思つております。

○神崎委員 団結とか、そういうものじゃないですね。具体的実例をあげますが、そういう団結がよかつたらうまいといふものじゃないに、資本の問題で、そういうことではないといふ事例を、これは百貨店法が統制してこの委員会に上程される予定なんです、その場合に、大体おまな、大阪、奈良、和歌山その他調査したところのことをあげて言いますが、きょうは時間の関係もあるし、その問題ではないので、私は和歌山県と和歌山市の実例を一つ申し上げて、団結さえよかつたらうまいといふものでないといふ実例を申し

ておきたいと思ふ。

これは和歌山市内の堀止百貨店という共同店舗ですが、これは昭和四十二年の十月、中小企業の近代化資金一億四千七百七十万円と、自治体の融資及び自己資金を合算して約六億円、組合員四十六名で発足したところが、昭和四十四年六月には、このうち二十六名が脱落をした。なぜ脱落をしたのか、これが問題の一つ。

同時に、いずみやというスーパーが組合に入つてきた。いずみやは、御承知のように資本金が當時三億三千五百万円、現在いずみやは総販売の床面積四千六百七十七平米、それで四十六名のうち二十六名が脱落して二十名が残つておるのです。その二十名はいまだどういふ仕打ちを受けているかといへば、当初これだけのものをやりくりして、自己資金も出し、自治体からの融資を受けて、中小企業近代化資金を一億四千七百七十万円を受けて、そうしてやつた堀止百貨店は、四十二年十月から四十四年六月ですからわずか二年半ほどで、この間に二十人しか残らないで、二十六名が脱落をして、その残つた二十名は一階のすみに追いやりられ、そして他は地下に追い込まれておる。こういう事実を知つていますか。

○森口政府委員 堀止百貨店につきまして、当初昭和四十二年十月発足いたしましたときには組合員が四十六名おつたわけですが、現在の組合員は二十九名おられます。ただし、このうち三名はあとからいずみや関係店として入居したわけでございますので、二十名が脱落をしておるといふ事実は承知いたしております。

○神崎委員 だから、それは団結が悪くて脱落したのか、いずみやが乗り込んできてこういふことになったのか。なぜその人たちが一階のすみに追い込まれたか、地下に追い込まれたか、それらは団結が悪いからといふことを先ほどから言つておるのです。けれども、そういうものじゃないでしやう。原因はそういうことじゃない。しかも、このときに府県の援助も得たといふが、当時和歌山県の知事はこういうことを言つて

いるのです。これは県の意見です。ばらばらと読みますから聞いておいてください。

当商店街は、地勢的にみて和歌山市のほぼ中央部に位置し、市内から南に向う国道四十二号線、南海電鉄軌道堀止停留所を中心にして南北及び東西に交又する道路に街として連なつてい

る。この国道四十二号線は、現在十五メートル道路であり、昭和四十五年までには紀南方面への唯一の幹線として三十六メートルに拡張される予定である。

既に市中央部から小松原通り五丁目までは、拡張完了整備されているが、当商店街は非戦災地帯として取残されたのと、未だ拡張されるに至つていないため、商店の店舗構造は考朽化し、商店街も自然発生的に立地して場当りのものであるために業種配列等が住民の消費物品の買物に不適で総合的な機能を果してなく、更に最近の車両運行の激増により商店活動が著しく阻害されている。このため本年度からはじまる都市計画の一環としての拡張事業により当商店街が街路事業区間整理対象としてその立地の変更を余儀なくされている。

これらの諸情勢と軌を一にして昭和三十七年から当商店街を組織するものが集まり、都市計画事業と密接な連携をとりながら商店街の近代化計画を推進していくための経営立地として新らしく用地を取得し、小売商業経営の抜本的な体質改善と合理化を店舗の大規模化と環境の整備化を通じて実現しようとするプランを慎重に練りあげて漸くその第一歩を踏み出そうとする

幸いにして当該地域は、市内でも最も所得水準の高い住宅地域を背景にもち、しかも非戦災なるが故にその人口は極めて大であり立地的には非常に恵まれている。

当該計画は商圏内における需要動向を十分調査研究しており、取扱商品も専門品から普及品まで有効に考慮した商品計画ならびに設備計

画、資金計画等極めて効果的かつ実現性のあるものと考えられると同時に、ひいては小売商業全般の近代化に益するところ大なるものと認められる。

こういうふうにして知事があなたのほうの中小企業庁長官影山さんに、これは答申というのですか、稟議というのですか、出しているのですか。これに基づいてあなたのほうはこういう処置をおとりになった。それで、一年半ほどの間にいま申し上げたような脱着者が出て、結局はいずれもに取られてしまっている。

こういう例は、いまこの法案ですから私はこれは一例だけ言っているのですが、先般も大阪の千里ニュータウン、曾根、その他、あまり名前を早いとこ言ってしまうたら、あなたのほうで先に調べてしまわなければならない、ずつと六つか七つ見てきたのですが、ニュータウンができたときは、その市長や知事は、住宅ができてショッピング街がなかったら困るからといって、その辺の商店の幹部を集めて、そしてそこに商店をつくらすのです。そうしたら、せつかく長らくやって自分の店舗をやめて、新しくニュータウンができるからそこへ移転するのです。それで形だけの商店街ができてやつと営業を始めて、まあいいと思っていれば、突如としていずみやとか、こういう大きなスーパーがそこへかんと乗り込んできて全部吸収してしまふ。そうすると、前にやっておったところは、大体もう店はなくなくなって道路になってしまつておるし、結局は都市計画のいわゆる戦略目標というか、そういうことに利用されて、住宅も店舗も全部そういう形に統合されていくのです。その中で落ちていくのは小零細商業、そして出てくるのはいずみや等の大きなスーパー、そういうのが今日の現状なんです。それをただ商店街によって團結が悪かったり商品の選択を誤つた——自分の商売をするのにそんな商売人はいませんよ。売れぬものを買ってきたり仕入れたらしませんからね。売れるものを買ってきますよ。そういうことで、こういう法律をつ

くつてなおかつよくすると書いてみたところで、實際問題とは全然かけ離れているということなんです。これについて、先ほど中曾根さんは、そういうものについては基本をそこへ据えてやるとおっしゃっていたのですが、先ほどから言っておるように、こういう状態ですが、大臣、こういう状態をどういうふうに変善されて小零細商業を守つていこうとされますか、御意見を聞きたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 この問題につきましては、小売商業調整特別措置法等で、ある程度の規制がありまして、それらの業者のほうからクレームが出た場合に通産大臣が仲裁裁定する、そういう形で規制がございまして、一方的にいま役所のほうから法的権限に基づいて規制するということにはむずかしい状態にあります。

そこで、行政指導によりまして、先般の商社の問題が起きましたときには、商社に対して、中小企業の領域を荒らすな、商社は貿易商社であつて外に向かつて顔を向けよ、そういうような指導をしたところでございまして。最近のいろいろな話を聞いてみますと、クリーニング業界等に大手が出てきて、一括してリネンサプライやそのほかのものやるとか、そのほかのこともときどき聞いておられますけれども、大きなメーカーが自由競争の名のもとに資本力にものを言わせて中小企業の領域に入つてきてこれを圧迫したり、あるいはその力を利用して自由を乱用するといふようなことは好ましい現象ではございません。それで、商社の場合には立法するかどうか検討する、そういうことを私はこの場でも申し上げましたけれども、やはりそういう態度でもう少し推移を見ながら、メーカーあるいは商社の問題に対処していきたいと考えています。

○神崎委員 ぜひ強力な手を打ってもらいたいのですが、これは大臣もお読みになったろうと思ひますし、中小企業関係の方もお読みになっておると思うのですが、日本経済新聞の五月十六日の新聞記事なんです、いま小売業のベストテンでダ

イエーがトップなんです。ダイエーというスーパーは九十店舗持つて、販売額は年間三千五百二十億、三越百貨店が負けておるのです。それからその次の西友、これは東京ですね。これが千六百六十八億で、九十六店舗持つておられます。その次はジャスコ・グループ、これは大阪ですが千五百五十億、それからニチイチェーン、これは千四百四十二億で、百五十六店舗持つておる。それからユニーというのが名古屋にある。千二百六十四億で、百八店舗ある。これは次の百貨店法の問題のときに詳しくやりますが、いまこういうものが非常に出てきて、いわゆる町の従来からの商店街といふものが軒並み食い荒らされてつぶれていってしまうのです。

私も時間が過ぎましたので、あとはまた次の機会に譲りますが、お答えしたばかりでなくともいいから、一つの事例を大臣に実情として知つておいてもらいたいです。

この間、三つか四つ回つた市場の中でも、たとえば先ほど言つたように、知事や市長の勧誘によつて、自分がいままでもやつておつたところをやめて新しくできたニュータウンなんかへ行つてやつておる。そこへスーパーがくる。つぶれる。そういうところへ行きますと、非常に気の毒なのは、スーパーで目玉商品だけを買つて——スーパーではいつも目玉商品で客を寄せますが、そこで売つておらない、スーパーでないものだけを従来からある商店街へ来て買う。おこぼれですが、な。そういうことから営業はどんどんやめて、そしてむすや娘はもうあとを継がない。ちやうどいまの農村の三ちゃん農業みたいに、おじいちゃんとおばあちゃんが残つて商売している。おじいちゃんとおばあちゃんが残つて商売しておるところはまだまだなんです、そういうものがおらぬところへは、もう店を開けてサラリーマンや一般労働者になつてしまふのです。

そうすると、二十軒か三十軒の市場の中で三軒くらいはカーテンを開けてやめているのです。隣のとうふ屋があつて、荒物屋があつて、魚屋が

ある。そのまん中の荒物屋が敷布みたいな毛布みたいなカーテンを引いておる。そんなものが五十軒くらいある商店の中に四、五軒あつたら、その市場全体が何か寒漠として客が入つてこない。全体がだめになつてしまふのです。それで目先のきいた人は、百万円で買つてそこへ店を出す、それでもうだめだ、スーパーが来るからと思つたら、七、八十万に下がつてもばつと売つてよそへ行くのです。それをよらせない人は、もたもたしているうちに二十万でも買ひ手が無い。住宅用にしているのです。そうすると、市場の中に歯抜けのようになつてしまふと商店があつて、そして毛布のようになつてしまふものでカーテンしてある店があつたら、もうその市場全体がだめです。その市場の役員は、そのことで県や当局にいろいろな形の陳情をしたり、その改造をやつておるのです。

こういう法律ができて、そういうきめのこまかいところまで配慮されてやるようにせなければ、金物団地やそういうような形の大きなところだけをこの法律の該當者によつていくならば、私は八〇%の無利子の融資の側面は評価しますが、具体的にはいわゆる零細商店の営業を維持するだけなんです。維持するだけでも困つておるのですから、それをさらに発展させるには、フルにこの法案を生かして、そこまでするような形に配慮されるのか、そうではなしに従来どおりにやつていかれるのか。そのことだけをひとつ大臣配慮していただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 スーパーと商店街やあるいは市場との問題でそういう点が起り得るだろうと私もよく了解されます。スーパーはスーパーあるいは小売商店街は小売商店街の特色があるわけでありまして、消費者のことも考えてみて、おのおのが公正な競争によつて繁榮していくということが望ましいので、スーパーがその立場を利用して、時間の問題であるとか、あるいは価格の問題であるとか、そのほかの問題で優位な地位に立つて商店街を圧迫していくといふことは、必ず

しも好ましいことではございません。われわれは、実情に即しまして、それらの問題については、スーパーと商店街のバランスをとり得るよういろいろな現地の指導をしていきたいと思ひます。そういう場所がもしございましたら教えていただければありがたいと思ひます。

○神崎委員 小売商店従業員の資質の向上とかその他の問題でもう五点左右伺いたいと思つてたのですが、時間もだいたい約束した時間をオーバーしましたので、また次に譲りまして、これで終わります。ありがとうございます。

○浦野委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

本案審査のため、本日国民金融公庫副総裁有吉正君を参考人として出席を求めたことにいたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○浦野委員長 引き続き質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 森口次長にお尋ねいたします。本法案と、小規模企業事業対策の中の小企業経営改善資金融資制度——今度新たに創設をされたわけですが、これと直接の関係はないように思ふのだけれども、この点についてお尋ねをするわけです。

あなたのほうの大蔵省に対するところの概算要求というのは骨格らしいものがあつたのだけれども、予算査定段階においては、おつき合い程度で大蔵省が中小企業庁の顔を立てたというので骨格らしいものはなくなつてしまつた。この点に対してどのようにお考えになつておられるのか。これは、大蔵省から先河主計官もお見えでございすから、それぞれお答えをいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、田中(六)委員長代理着席〕

○禿河説明員 先生御指摘のとおり、予算の要求は最終的な段階よりも大きな数字でございまして、けれども、私も中小企業庁といういろいろ相談いたしまして、一応三百億円でございまして、初年度の制度発足時におきましては十分やつていけるのではなからうかというところで、最終的に政府全体としてセツトしたものでございまして、確かに実際の資金需要がどのくらいかというところを見れば、すの、新しい制度でありますだけにたいへんむずかしいことではございまして、正確なところはなかなかわかりにくいというのが実情でございまして、けれども、現在中小企業庁のほうにおきまして、この制度の発足の準備をしておりまして、聞いております。この制度が動き出しまして現実にとりま

すか正確に把握しにくいところではございすけれども、初年度におきましては三百億円の規模でかなりやつていける、かように考へておる次第でございす。

○中村(重)委員 初年度としては三百億円でやつていけると思ふ、こういうことなんだが、中小企業庁が大蔵省に概算要求として出したのは、貸し付け条件としては金利が六・五％、これが七％になつておる。貸し出し限度が百万円以内、運転資金は五十万円以内、これは概算要求のときと同じになつておる。期間が三年以内、据え置きが六ヵ月であつたのが、期間が二年以内、据え置きの期間がなくなつておる。それから無担保、無保証、商工会、商工会議所推薦、これは要求のままで、事業規模としては六百四十億であつたのが三百億、それから三年間で五千六百億、五年間で一兆二千億であつたわけですね。これは骨格というところが私は言えようと思ふ。ところが、この点がどうなつておるのか。いま初年度で三百億ということだ、それが、そのことは中小企業庁で、骨格として、将来計画ですよ、この三年間で五千六百億、五年間で一兆二千億ということが、金額はこれと若干差がでるといふことがあつても、こういう方向で融資をしていくことが適当であるというお

考への上に立つて、初年度三百億をお認めになったのか。この点が私は重要であると考へるわけですから、あわせてひとつこの点についてもお答えを願ひたいと思ひます。

○禿河説明員 ただいま申し上げましたとおり、初年度におきましては、三百億でとにかく制度の発足をやつていくということでございまして、今後につきましては、いま先生からお話がございした一兆幾らというふうな全体のところまで私ども実は詰めて考へてございせんが、四十八年度の予算におきましては、とにかく一兆三百億円でスタートしよ、四十九年度以降につきましては、これまた四十八年度の状況等を見まして中小企業庁のほうとも十分相談してまいりたい、かように考へております。

○中村(重)委員 なるほど初年度だから三百億認めたんだ。これは予算査定の段階で各省庁から要求されたことを大蔵省がそのまゝ認めるわけじゃないのですかね。それはあなたのお答えを聞いてみると、それなりにわかるような気がする。しかし、この小企業経営改善資金融資制度という制度そのものは、あなたの方で認めるのかということですよ。中小企業庁のほうから熱心に要求されるから、まあ将来計画は別として、六百四十億、初年度で要求しているのを三百億だけ認めておくり、先は先だというふうなことは、これは骨格にならない。

また、ここで問題は、設備資金でもって百万円でしよ。運転資金は五十万円ですよ。二年以内でしよ。二年以内で、小規模企業者が借りた金を返すといふようなことは、簡単にできるものじゃないですね。現実的じゃないですよ。まして据え置き期間も、二年以内ということになつてくると、六ヵ月置きのかどうか、ここあたりも明確じゃないわけですね。三百億、あなたの方で初年度として認めたというからには、こうした中小企業庁の概算要求には、将来計画まで立てた、そこできつと骨格がでさうが、つていたわけだから、そのことをあなたの方のほうで認めるのか

どうか。それが基本だと私は思ふんだ。そういう骨格を認めた上でこの融資制度を認める、これは適当であるというところを認めた上で初年度三百億認めるのだというならばわかるのですよ。ただ、金額の面において四十九年度に幾ら認めますというところはまだきめておりません、しかし、こういう制度は必要なんだ、将来計画も中小企業庁が主張しておられることは理解できる、そういう考へ方の上に立つて三百億お認めになったのかどうか、そこをひとつお答えいただきたい。

○禿河説明員 この無担保、無保証人の制度というものは、金融の面においてはたして貸し倒れがどうなるかとか、いろいろむずかしい問題が今後出てくるのではないかと、いふ点はございす、一方、零細企業につきましてはその施策を厚くしなければならぬ、こういうふうなことで、最終的に政府としてこの制度を認めたわけではございす。したがしまして、中小企業庁がどうだ、あるいは大蔵省がどうだということとは予算折衝の段階ではもちろんございすけれども、最終的に政府全体としてこの制度を発足させるということでは認めたわけではございすので、私も、もちろんその骨格と申します、制度自体、これが今後よくいくことを実は期待いたしておるような次第でございす。

○中村(重)委員 少しはつきりしてききましたが、具体的な条件の中で期間の二年以内、これは適当であるとお考へになつておられるのか。私は、やはり中小企業庁の要求のとおり、最低三年は認めなければ、据え置き期間も六ヵ月程度置かなければ償還できないと思ふのですよ。そこで、償還がうまくいかないからこの制度はあまりよろしくなかつた、やめてしまふ、こういうことになつたのでは話にならないのです。その点、どうお思ひになりますか。

○禿河説明員 この貸し付け期間の二年間というのは短い、あるいは据え置き期間がないというのはどうか、こういうふうな御指摘でございす、限

度は一件当たり百万円でございますけれども、実際の貸し付けの金額は、平均いたしますと、これよりもかなり低くなるであろう、おそらく五十万円台ではないか、一応こういうふうな試算をいたしましたわけでございます。そういたしますと、かりに二年間で毎月返すとしたとしても、この五十万円は月々大体二万円程度の返済ということになるわけでございます。月々二万円ぐらいの返済は、借りました小企業者にとりまして決してそれほど大きな負担にはならないであろう、かように考えたわけでございます。

○中村(重)委員 禰河さんは従来の実績からいいますようにお答えが出てきたのだと思ふ。確かにそうですね。実績を見てみると、お話にならない。きょう私は国民金融公庫総裁の御出席を願ったのだが、総裁が御病気で副総裁がお見えになっておられるのだが、国民金融公庫プロパーの融資にしまして、それからマル環資金、いわゆる環境公庫の貸し付け、それから生鮮食料品小売業近代化資金のマル食資金、これらの資金の融資状況を見てみると、たとえばマル環資金の場合は、クリーニングが最高五千万、それから理容であるとか美容であるとかいうのが一千万円で、特別の場合は五割増しになるようになっていくのだ。ところが、一件当たりの貸し付け額は幾らかというところ、九十三万二千円だ。マル食資金でもって百五十一万四千、それから償還期間というのは七年から十年ということになっているんだけれども、マル食資金でもって四年七ヵ月、マル環資金でもって五年九ヵ月、それから国民金融公庫のプロパー資金にいたしました平均が百十六万円、これも年限は二年数ヵ月程度でしょう。こういう実績になっている。こういう実績だから、いま禰河さんから、金額にしても五十万程度になるのじゃないか、予算の額三百億ということにしてもたいして少なくはないだろう、二年というふうなこともそうたいして無理ではないだろうという答弁が返ってきたと私は思うのです。どうしてこのようない一件当たりの低い貸し付け額になっているのか。

また、年限にいたしましたけれども、なぜにこんなに五年九ヵ月とか、あるいは四年何ヵ月というふうな短い期間になっているのか。これらの事情について副総裁からお答えをいただきます。

○有吉参考人 ただいま先生が数字を申されました。その額の額でございます。一口当たりの申し込みの金額を申し上げますと、四十八年の四月でございますが、普通貸し付けの一般口百九十六万円ということに相なっております。そこで、私どもとしましては、お貸し出しをしております金額は百四十九万九千円ということでございます。なるほど物価の騰貴に従いましてだんだんと申し込みの金額が高くなつてまいっておりますのでございまして、四十三年度におきましては九十三万四千円でございます。本年の四月、約倍ということになっておるのでございまして、五年間に倍ということでございますが、これはお客さまのお申し込みの需要がそういうふうなことで高くなつてまいりました。

私どもといたしましては、これにつきましてもいろいろ金融上の審査等をいたしますが、しかしお貸し出しにつきましては約八割程度のものをお貸し出ししておりますのでございまして、一件当たりの金額はできるだけお客さまの御要望に沿うように配慮してまいっております。お客さまは小零細層の方でございますので、お申し込みの金額も比較的小額でございますので、それに応じて私どもの貸し付けの金額も小額にならざるを得ない。しかし、今後とも資金の手当て等に鋭意努力いたしまして、お客さまの御需要に十分に沿うように努力してまいりたい、かように存じております。なお、期間の点でございますが、やはりいま先生御指摘のとおりでございます。普通貸し付け、運転資金でございますと二十九・六ヵ月、つまり二年半程度、設備資金で四十六・七ヵ月、四年弱というふうなところでございますが、これまた毎年少しづつ延びておるのでございまして、四十三年におきましては、現在二十九・六ヵ月

になっておりますのが二十五ヵ月でございます。四十六・七ヵ月の設備資金は三十八・六ヵ月というより次第で、毎年一月程度ずつ期間も延びてきておるのでございます。もちろん金額が若干ずつ大きくなるにつれて期間も延びてくるというより自然の趨勢もございしますが、しかしできるだけお客さまの御需要に配慮するように、私どもとしましては鋭意努力して対処してまいりたいと思つております。また、さらに私どもの資金の手当て等につきましても力及ばないところもございしますので、これをもちまして十分にお客さまの御需要に配慮しては必ずしも言いがたいところがございまして、なお一そう内部的にも反省、検討いたしますので、できる限りのことをいたしたい、かように存する次第でございます。

○中村(重)委員 副総裁、あなたのはりに貸し付け申し込みをするときには、もうあらかじめかかると。国民金融公庫に申し込みをしてもなかなか思うように貸してはもらえない。それから従来の実績というものは、あまり大きく増額借り入れ申し込みをすることはなかなか認められていない。それから一度借りておりました途中でまた資金が必要になりましたら、前に借りた金額の半分以上支払いをしておかなければ貸してもらえないといったような点で、あなたのはりは、よく言つたら形式を重んじるということ、悪く言つたらならわぬ融資をするというところ、悪く言つたらつかぬで融資をしようとしておられない。これは独採制になつておられるのだからやむを得ないといつたとしても、政府関係金融機関として、なかなかその中心である国民金融公庫として、もう少し小零細企業の期待にこたえていくという融資の姿勢がなければいけないのじゃないか。いまあなたの答弁だけから聞いていると、大体申し込みの平均八割程度、だからたいして押えているのじゃないの、と言いましたが、それにしても融資実績というものは実績とはあまりにもか離れておる。それから借り入れの申し込みの期間にいたしまして、七年、十年というのが半分程度の

平均の期間になっておる。これもやはりできるだけ押えていくとするとあなたのほうの考え方があるということですね。

それから、最近若干改善をされているのか、あるいは、あまり私どもの耳にはやましく入っていないのですけれども、審査員が非常に少ないですね。審査員が少ないうちに十分な審査ができない。したがって、従来の実績というよりなものから見て、この程度の申し込みがありましてこれを押えていく、そして焦げつくというよりな形になつてくると、その審査をした審査員の成績にさわるから、さうならぬ神にたたりなしという、あぶない橋は渡らないほうがいい、そういうことになつていくことがあつたらぬと思ふ。だから副総裁、もう少し実態をつかんでいくということがなければいけないのじゃないか。ただ各支店から上がつてきているデータだけを見て、これですべてのデータというふうな判断されると、これに、いささか現実と遊離しているような点があるのではないかと感じがいたします。そうはお思ひになりませんか。

○有吉参考人 先生から十分に御指摘、御教示いただきましたが、私どもとしましては、かねてから国民金融公庫の姿勢は、できる限り国民の皆さま方にとけ込んで、国民の皆さま方の御需要を十分に把握して公庫の使命を達成しよう、かような努力を続けておるのでございまして、何ぶんにもまだ至らないところは多々ございまして、今後とも十分に反省、検討を加えまして、国民各位の御需要に沿うように努力してまいりたい、かように存じておるのでございまして。ただ、私どもの力及ばないところもございまして、何ぶんにも限られた資金という点もございまして、これをやりやうりくりいたして回しておるという点もございまして。また、先ほど御指摘の審査員の問題でございますが、できる限り簡略にすべきところは簡略にし、重点的な審査をするようなときには重点的な審査をするようにしてまいりまして、効率的なこともあわせて考えてまいり、今後とも先生の御指摘の

よりなことの出来ないようにできる限りのことをつとめてまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○中村(重)委員 ただいまの質問に対しては額田特別金融課長からお答えをいただきましたが、小企業経営改善資金制度のマル環境関係の資金の取り扱いはどうされるのか、伺っておきたいと思ふのです。

環境金融公庫に七十五億割り当てをしていらつしやるんですね。そしてこの七十五億の融資をいまして、特別の融資制度であるから、これには商工会あるいは商工会議所の経営改善指導員の講習を受けなければならぬ、そしてその指導をした上で、借入れをするときは商工会長または商工会議所会頭の承認というものが必要だといふような考え方が当初あったように私は記憶いたします。私はこれは現実的ではないと思ふ。なるほど経営改善指導員の指導は、講習は必要であらうけれども、指導証明だけを会議所会頭または商工会の会長が行なう、そしてその借入れのため証明は従来どおりの各環境団体の理事長の証明、いわゆる県に対するところの推薦という形でやつてよろしいのではないかと、これを申し上げたような記憶があるのでありますが、この取り扱いはどうしようとお考えになつていらつしやるのか、伺つておきたいと思ふ。

○額田説明員 お答えいたします。

先生お話しのとおり、環境衛生金融公庫につきましても小企業設備改善資金特別貸付という制度を設けてございます。金額は四十五億円でございす。この制度の運営をどのようにするかという点につきましては、先ほどお話がございましたように、本制度の運営の一つのポイントとして商工会議所ないしは商工会の推薦という制度が小企業経営改善資金制度のほうではとられておるわけでございます。環境衛生関係の融資につきましても、御高承のとおり環境衛生同業組合というのがございまして、現在環境衛生金融公庫からの融資

につきましても、この環境衛生同業組合の推薦と申しますか、あるいはその申し込みに対する意見と申しますか、こういうことを聞きながらやつておる、こういう制度でございすので、いわば一番よく実態がわかつておるといふ意味で、環境衛生同業組合の推薦というものを一般の商工会議所ないし商工会の推薦にかかるといふ方法はどうかということでも現在検討いたしておるわけでございす。

なお、経営指導の問題につきましても、商工会議所ないし商工会にも経営指導員という非常にりっぱな組織がございす。ただ、この点につきましても環境衛生関係の業者はきわめて現金取引が多い。それから一般の商工会議所、商工会の指導員の行ないます対象というのは、たとえば製造業であるとかいふふうなものが多い。やそこには業種の特長性があるといふことで、完全に商工会議所、商工会の経営指導員の指導でカバーできない面も出てくるかもしれない。片方は非常にたくさんのお金を扱つておる、片方は特殊の対象で、かつ現金商売である。こういう点につきましても、環境衛生同業組合に御高承のとおり経営相談員という制度がございす。これを充実強化する方策が現実にとられつてございすので、このようないふ力もかりて、全体といたしましてこの小企業経営改善資金の貸し付けが円滑に行なわれるように措置してまいりたいといふことで、関係各省と目下協議中でございます。

○中村(重)委員 いま後段にあなたが答えになりましたように、環境団体の中にある経営指導員ですか改善員ですか、これをもう少し強化しまして、これでもって指導というのか講習というのか、それをやるというふうなことではないと、金を貸すのにあたりむずかしい手数料がかかるようなことがあつてはならない、私はこう思ふのです。だから、その点は十分配慮される必要があるといふことを申し上げておきたいと思ふ。それから、中小企業庁の次長にお尋ねいたしますが、この経営改善資金の融資は無担保、無保証といふことになつてゐるのだが、これ以外に何か

条件がありますか。無担保、無保証だとしても制約条件はなくなるというふうに思ふのだけれども、申し込みに対して直ちに貸すということが可能なのかどうか、これはだれかの証明が必要になつてくるのか、この点が明らかではないわけですが、もちろんこれは三百億という絶対額がきまつてゐるのだから、したがつて申し込み順みたいな形になつて貸し出しをするのか、こういうケースの場合は貸さないとか何とか、そういう制約条件があるかどうか、いかがですか。

○森口政府委員 小企業経営改善資金はどういう人に貸せるかという点については、現在まだ関係各省と詰めておる最中でございす。ただ、先生御高承のとおり、同じように無担保、無保証の制度が中小企業体系の中にございす。信用保証制度が無担保、無保証の保証をしておるといふ制度がこれでございます。この制度によりまして、やはり借りる資格をいたしまして、一定の居住要件、一定の納税要件等を課しております。これと同じような条件を課するかどうか、あるいはさらに若干緩和したような条件にするのかどうかという点については、現在関係者間でまだ意見の一致を見ておりません。現在いろいろ交渉を重ねておる最中でございす。

それから第二点といたしまして、やはりこれは経営改善のための資金でございますから、単に小企業者であれば何でも資金を貸しますという制度ではなしに、経営改善の一環として必要な資金でありますという制約は当然こうするわけでございす。したがつて、使途としても経営改善のために必要な資金、当然それに伴つて資金の内容といふようなものについてもある程度制約をこうするといふようなこともございす。このように、最終的な成果を得ておらないわけではございす。できるだけ早く結ばしまして、この資金制度を発足せしめたいというふうに私も考へておりま

かり過ぎるんだな。かわいてゐる人は金を借りたくてしょうがないのですよ。これは別に法律は要らないんだ。予算が通つてゐるんだからね。もう六月ですよ。いまごろまだ各省との間に詰めてゐる、そんなもたもたしたことどうするのですか。やはりこれは、私が冒頭お尋ねをしましたように確たる方針がきまつてないのですよ、三百億認めてやつたというだけで、それだからもたもたしておるのですよ。そんなていたらくでは話になりません。こういうことは大臣もひとつやかましく言つてもらいたい。

それで、経営改善とは何ぞやといふことです。この答もまだ出てないかもしれない。それから一定の納税要件——納税要件とは何ぞや、無担保、無保証の特別小口保険、これは住民税の均等割りでしたか、納めておればいわけでありま。納税要件なんてあたりまえのこと、むずかしいことは何もない。これは所得割りでしたか。所得割りを納めておればそれでよろしいわけですね。何もむずかしいものがあるのかどうか。ここらあたりは実際の取り扱いをする国民金融公庫には、このことに対するところの方針はまだおありでないのではありません。副総裁、これに対してどのように理解をしていらつしやるのでしょうか。

○有吉参考人 小規模企業経営改善資金の運営につきましても、従来中小企業庁あるいは大蔵省から、いろいろと私どもに下相談的にお話はございす。私どもの感觸のお伺いというところはございす。まだはつきりとして、いまも次長から御答弁をいただいております。関係各省との御意見の一致は見えておるまいので、私どもに對しましては正確なる指示を申しますものは一切承つておりません。したがつて、私どもも一切承つておりました。従来から密接な連絡をとつておりましたが、さらにこの連絡を密にいたしまして、御指示が承れますならば、直ちにその線に沿ひまして運営がでますように準備はいたしておる次第でございます。

たしたいというように考えておるわけでござい
ます。振興指針にも、やはり省力化をはかれ、物流
合理化をはかれ、あるいは経営管理の合理化をは
かれというようなことが具体的にうたわれること
になっております。したがって、これに対応
いたしますような機械類、たとえば省力化につ
きましては、自動秤量機あるいは物流合理化につ
きましては配送車両、経営管理の合理化につ
きましては会計機等々というような機器類を中小企業者
が購入いたします場合には、低利、長期の資金を
新たに供給することといたしたいというように考
えておるわけでございます。

なお、一般来御説明申し上げておりますよう
に、商店街に所属する個々の商店あるいはボラン
タリーチェーンに加盟しております個々の商店に
つきまして、高度化計画の認定を受けますれば、
個々の商店に必要な施設等に対する融資も中小公
庫、国民金融公庫を通じて手厚く見てまいりたい
というように考えておるわけでございます。した
が、いままで、単に高度化事業に参加する事業者の

それから、御質問の第二点の従業員の福祉の向
る融資条件にはまらないものにつきましては、や
はり中小企業金融公庫の融資等を通じて助成をす
るというようなことを考えておるわけでございま
す。

上に關することにつきましては、當然振興捐金の
中に明らかにいたす所存でございます。その他の
事項という中で、従業員の福祉に關する事項につ
いては明確に定めていきたいというように考えて
おりますし、これに対する助成手段といたしまし

ては、たとえは従業員の新卒のための必要な施設を組合でつくるといふようなものにつぎまして、そのは、中小企業振興事業団融資等を活用して、助成をはかつてまいりたいというように考えております。

○中村(重)委員 この必要を認められたらよいのでありますから、第三条は、私は修正をしていきたいというように考えます。従業員福利厚生は、事項として第三条に挿入をするという措置をいたしたいと考えます。

と、特定案件にならない、一般案件になる。三十店なら三十店という店舗があつて、それが全部改造しなければならぬというものではありまへん。それは一般案件の高度化資金では二分七厘よ

無利子の対象にはならないというような形になってまいります。もし八割無利子の対象になるとするならば、それはこの中にある連棟式というような形にはならないのじゃないか。三十店舗舗なら二

部改造しないではらばらになることはあり得
い。いわゆる公共的なものなんです。ですから、
その建物は個人の名義ではない。その事業組合
名義になるわけです。でなければ入割の無利子

ならないのだ。だからして、いまあなたの答
は、私の質問に対して的確にお答えになってお
れないわけだ。だからして、この八割無利子の
象となるものは、どういう場所で、どういう形

これが認定をされることになるのかということ、私は例をあげてお尋ねしているわけだから、それには的確にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○森口政府委員 お尋ねの入割無利子の対象となる施設でございますが、商店街改造におきましては、私どもは、公共的性格の強い共同施設だけを八割無利子の対象といたしたいというように考えております。すなわち、商店の駐車場とかあるいは街路灯であるとかあるいはアーケードとか、そういうものは商店自体の販売促進にも役立つわけでございますが、同時に、商店に参ります顧客一般の便宜にも資するというようなものに限り入割無利子という制度を認めたいというように考えております。

なお、共同店舗におきましては、零細事業者が大部分を占めておりますような共同店舗については、一般の共同店舗が二・七％であるのに対しては八割無利子という制度を適用いたしたいというように考えております。

○中村(重)委員 その零細事業者が集まって事業をやる共同店舗、これは連棟式ということになるんです。それは商店が密集している商店街にはなかなかそういうものは設置しにくいわけだ。どうしてもそういう市場式なものは場末になる。場末でも共同店舗であることに変わりはない。しかし、商店街としての認定を受けるということになつてくると、むずかしい条件がそこに出てくるのではないかと。ですから、共同店舗であれば、それ自体を商店街として認定をしていくのかどうか。そういう市場的なものはどうしても場末のほうになるのです。中心部にならない。そこが問題で、アーケードであるとか街路灯であるとか共同駐車場であるとか、そういうものはわかりま

す。それはやろうとすれば中心部のほうに設置できます。駐車場等はおそらく地下なんかになっていきましょから、だいたいが金がかかるといふ。しかし、共同店舗というのは商店の密集した中心部にはなかなかつくりにくいことになりま

す。どうしても離れたところになる。だから共同店舗であるからというので認定して八割無利子の融資をいたしますか。

○森口政府委員 商店街の中に小規模事業者のみをもって構成する共同店舗をつくらば、当然八割無利子の対象にいたすつもりでございますが、ただ、先生の御意見は、なかなか商店街の中にできない、逆に離れたところに共同店舗をつくらばそれを商店街として認定をするかという御質問だろ

うと思ひます。その離れたところにつくりました共同店舗自体、小規模事業者を主体にしておれば、当然これはそれ自体だけで八割無利子の対象になるわけでございます。その上に商店街の認定が必要かどうかという点については、私どもは一般には必要はないと思ひますが、離れたところにたまたま共同店舗をつくり、たまたま相当多数の商店が共同店舗のまわりにある。そういう共同店舗とそのまわりにある商店がともに利用する駐車場をつくりたいということでありますれば、共同店舗の認定と、あるいは商店街整備計画の認定と同時にできるのではないかと。そういうふうに感ずるわけですが、共同店舗を離れたところにつくつて、それが同時に共同店舗の事業計画の認定を受け、また片一方で商店街の認定を受けるということ、これはちよつと法律の考え方からしてできないのではないかと。そういうふうに考えます。

○中村(重)委員 私が申し上げたことを理解していただけないと思ひのだけれども、まず八割無利子の連棟式の建物をつくる場合に、商店街としての認定を受けなければいけないのでしよ。問題はそこから起つてくると私は言つておるのです。商店であるとするれば、そこへ問題が起つてくるから、そういう商店街とはかわりなく共同店舗に対して八割無利子の融資をするのかということ、それならば、何の問題は起つてまいりません。

○森口政府委員 若干御質問の意味を取り違えたかもしれませんが、共同店舗はそれ自体高度化事業計画の認定の対象になりますし、それか

ら先生おっしゃいましたように、その中に入るものが小規模事業者が主体をなしておれば、商店街の計画の認定がなくても八割無利子の対象になり得るわけでございます。ただし、この場合には、同時に共同店舗の計画の認定を必要とすることは申すまでもございせん。

○中村(重)委員 そうでしよ。だから、商店街の認定を受けるというのがまず前提なのだ。いまあなたも答弁しておるのだ。この場合は商店街の認定を受けるのは当然でありますと最後に答えたのだ。だから、あなたの答弁が混乱しているのだ。だから、あなたの問題、いまあなたと私がやりとりしているところに起つてくるのだ、今後はこの商店街の問題は、連棟式の問題がですよ。ですから、この共同店舗、入割無利子、これの条件は商店街の認定を受けることを前提としな

い、これを明確に答えてください。

○森口政府委員 私のほうで高度化事業計画の認定といつておりますのは三種類ございまして、商店街の整備計画、店舗共同化計画、連鎖化事業計画の三つの種類があるわけでございます。それで、共同店舗をつくらうという場合には、商店街の整備計画の認定を受けるわけではなく、店舗共同化計画の認定を受けるわけでございます。店舗共同化計画の認定を受けてつくりまします共同店舗に入りまします中小事業者が小規模事業者が主体をなしております場合には、その店舗については八割無利子の制度が適用される。その場合には、したがって商店街の整備計画の認定の必要はないということでございます。

○中村(重)委員 今度は必要がないということになつてきた。だから、高度化事業計画の認定の中にイロハとあつて、商店街整備計画等というものがあつて、その囲みの中に商店街の改造、共同施設の設置とあるわけだ。共同施設の設置というのはいわゆる共同店舗のことなのだから、囲みの中に書いてあるのです。それはだからいいです。あなたの答弁のとおりであれば、私はあなたの答弁のとおりが好ましいわけだから、要するに、共同店

舗というものであれば、いわゆる零細事業者が五分の四入るのだね。そうしてその中には、なおまた、サービス業等は一朝しか入つてはいけな、そういう条件がつくのでしよ。そこで、そういう店舗をどこへつくつても商店街の整備計画の認定というものは受ける必要がないと最後にあなたはお答へになったのだから、そのとおりでよろしいですね。どこへでも共同店舗というのはいくつあるのです。それは八割無利子ですよ。間違いないですね。

○森口政府委員 仰せのとおりでございます。ただし、店舗共同化計画にかかわる共同店舗が全部八割無利子の対象になるということではございせん。共同店舗の中に入りまします中小事業者の大部分が小規模事業者である場合に限り、八割無利子というところでございまして、そうでない場合には従来どおり二・七％の融資条件で貸し出されるということでございます。

○中村(重)委員 それは私が解説して尋ねておるのですから、あなたに答えてもらわなくてもいいと思ひわけだ。サービス業は一〇％以下でなければいけないのでしよとまで、私はあなたから答へを受けなかつたけれども、私のほうから申し上げてお尋ねしているわけだから、それは五分の四が零細事業者でなければならぬ。もうわかつていて、その条件だけを尋ねているわけだ。どこに設置してもよろしいのかと。それでわかりました。あとでそれは商店街の整備計画の認定を受けなければならぬと。ということをおっしゃらないで、していただかなければ、念には念を押してお尋ねをいたしました。

〔田中(六)委員長代理退席、委員長着席〕
そこで、もう時間がございせんからあと五分以内で私はやめますが、最後にお答へにありました特定連鎖化事業、いわゆるフランチャイズ事業、これの運営の適正化の問題でございまして、これに対しては十一條に、いろいろこの条件が一項の一号から六号まであります。この「規定に従ふべきことを勧告することができる」といふの

が十二条にあります。先ほど午前中に佐野委員からも指摘をいたしておりましたが、やはりこの勧告だけではだめなんだ。勧告に従わなかった場合は公表するといったようなこと、あるいはその他の処罰規定といったようなものが必要ではないかと考えますが、その点の見解はいかがですか。

○森口政府委員 特定連鎖化契約自体、これは商業者と商業者との契約であります。私も、実態を見ますと、ともすると契約のときに契約条件が明らかでなかったり、あるいは不当にフランチャイザーのほうに有利な条件の契約がかわされることがあるというのを聞いておるわけでございますので、契約に際してあらかじめ条件を明示し、また、これを商業者たる中小企業者が完全に了解した上で契約を結ぶということの必要のために、いろいろな契約条件について明示あるいは書面の交付義務を課しておるわけでございます。したがって、これはいわば商取引の關係のことでございまして、やはり罰則というよりは適当ではない手段でこれを担保するということが適当ではない。特にフランチャイズ事業というのは、本法でまだよく始まりましたが、中小企業者の面から見ましていろいろ有用な面もございまして、その健全な発達をはかるという点から見しても、これをいま罰則をもってその点を強制するということは妥当ではないという考え方でございまして、したがって、このようにものにつきますと、不当なときには大臣から勧告をするというふうな制度にとどめたような次第でございます。

○中村(重)委員 考え方はわかりました。私も、勧告だけでは不十分である、罰則等の適用というものはいかにいたしたとしても、少なくとも勧告に従わない者は公表するといふのでなければ、ほんとうの効果を發揮することはできない、そのように考えるわけであります。それは修正等の態度をもって臨みたいと考えております。時間が参りましたからこれで終わりますが、本

法案の中心は、何と申ししても入割無利子の金融です。ほかに税制上の措置であるとかいろいろありますけれども、やはり金融が中心である。そこで、これらの融資制度に對して、どの程度の融資規模をお考えになつていらつしやるのかという点であります。それからまた将来計画についてもあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○森口政府委員 事業団融資につきましては、事業規模約二十五億円ほど用意いたしてございまして、しかし、これは一応の目安でございまして、事業の拡大を必要とするというふうな場合には、当然ほかの事業団資金を流用して本法の施行に遺憾のないようにいたしたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 大臣にお尋ねしたいことがたくさんございまして、締めくくりに際にお尋ねしたいのと、百貨店法の改正案という重要法案もございまして、基本法の改正案もございまして、その際に基本的な問題等々あわせてお尋ねをすることにいたしまして、きょうは保留をいたしましたので、これで終わります。

○浦野委員長 松尾信人君。

○松尾委員 これは最初に大臣にイエスかノーか簡単にお答え願ひたいと思つておるのですけれども、今回政府が中小小売業という部門に焦點を当てられたということは非常に高く評價いたします。しかし、従来の中小企業に対する政府の施策は、何といつても製造業中心であつたといふことで、近現代化、またその中の特定業種の構造改善というふうな製造業、重化学工業の成長、発展、また経済成長というふうな、そういう面からの施策というものが中小企業に及ぼされておりました。それが中心の施策であつた。でありますから、製造業重点の施策といふものにしっかりと取り組まれてまいつたわけでありまして、その反面、中小小売商業というふうな部門に焦點が長らく当てられなかつたんじゃないか、このように私は思つたわけでございまして、いかがですか。

○中曾根国務大臣 中小企業の振興につきましては、中小企業庁を設けて以來いろいろ努力をしてきておるところでございまして、やはり高度成長に幻惑されまして、そちらの方面に對して中小企業が取り残されるというふうな感じが必ずしもなくなつたと反省いたします。そして今回は、國際經濟の変動及び國內的ないろいろな經濟條件の変化に應じて、この際、中小企業に對するいろいろな施策を思い切つて打つて出で、中小企業の皆さまで方には安心してもらおう、そういう意味で先般来申し上げましたいろいろな政策をいまお願いしているところでございまして。

○松尾委員 そのとおりだと思ひます。この中小小売商業という面にスポットライトが長らく当てられていなかつた。そういうことで、この中小小売商業といふものがいろいろの面に比較いたしまして、生産性の格差が非常にある。それから販売シェアといふものも三十年代以來だんだん低下しておるわけだ。非常に低下しておる。ここで政府が今回いろいろお考えになつておるわけでありまして、今回のこの法案における考え方、どういふことをやつていくかといふことを、簡単でかつこうでありまして、この重点的なものを答へ願ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 中小企業は千差万別でございまして、これは一々個別的に手当てするといふことが一番望ましいのでございまして、それはあまりむずかしいところであります。ですから、商工會議所やあるいは協同組合等を通じて、いろいろな経営指導員その他の制度によつて自主的改革といふことを促しながら政府も助成するといふことをやつてまいりました。やはり一番大事なのは、経営指導を各中小企業別に綿密に親切にしてあげて、そして情報とそれから新しい経営改革のめどをつけたせてあげるといふことだろうと思つたのであります。これはこの面として一生懸命努力してまいりたいと思つておりますが、また一面におきまして、この國際的な變化によつて自由化の波が押し

寄せてきて、外國の大きなチェーンストアその他が入つてくるということもありましようし、あるいは日本の企業におきましてもスーパーやその他が大體化して、また全國的に連鎖店等を設けて出てくるということもございまして、そういう事態に備へまして、三つの点に特に注目して今度法案として盛つてきたわけでございまして。一つは商店街、もう一つは共同事業、もう一つは連鎖店の問題でございまして。

これらにつきましては、先ほど申し上げましたような施策でだところをつかまえて、大いなる助成をいたさんとしたしておるものであります。しかし、いろいろ中小企業の態様を見ますと、私、何か欠けておるところがあるんじゃないかといふことも考えておるわけでございまして、法案を提出して自分で反省してみても、情報面で何らかもつとやつてあげる必要があるんじゃないかといふ点が一つ心残りになっておる点ではあります。

○松尾委員 いま大臣がおっしゃいましたこの法案における今後の施策の方向、これはやはり高度化事業といふものが基本になつておりました。しかし、いま同僚の議員からも質問がありまして、おりに、この中小小売商の九〇%が常時従業員五人以下で、非常に小規模である。それから、そのような従業員を使用していない個人商店がその中で八〇%ある。こういう今度の法律の考え方でも乗らない、その法律で手の及ばないといひます。か、そういうものが相当あるんじゃないか。商店街または共同事業またはフランチャイズといふようなやつでございまして、けれども、この百四十万といふ中小小売商、そういう中でそれが乗つていくかといふ問題が先ほどもちよつと論じられましたけれども、ここが非常に問題だらう。いま大臣も、いろいろ取り残しのあるものがあるんじゃないか、それは情報の点であるといふふうに私は感ずるとおっしゃいますけれども、それ以外に、この法律案に基づいてやつていくとされるそのグループに入れないものが百四十七万の中に入ると

あるんじゃないかと考えるわけでありましてけれども、いかがでしょうか。

○中會根國務大臣 その点も御指摘の点があると思ひますが、大部分は、個別的にいろいろ経営改善を指導しなければならぬというものでないかと思ひます。これはやはり協同組合とか、あるいは商工会議所とか、商工会の経営指導員等を充実にして、自主的な意欲を持たせて経営改革等を促していく、それがある程度国が助成をしていく、こういう形ではないかと思ひます。

ある程度グループをつくらないとなかなか近代化というところには進みにくい日本の体質であります。しかし最近では、JICのメンバーとか、経営者の中でも二世、三世の若手が出てまいりまして、それらがかなり意欲的に動くようになっておりますから、適切な情報を与え、経営改革のパターンその他を与えて指導すれば意欲を起すということもあり得ると思ひます。そういうものにできるだけ国としても助成を与えるという形が好ましいと思ひます。そういうようなものは個別的に経営改革するだけでなくて、同じ業種がそろって一緒にやるのか、あるいは共同事業を行なうとか、共同購入とか、その他の道も伸びてくるということもあって、そうすると、こつちのほうへ入り込んでこれからの機縁によってそういう基本的な改革から共同的な連携という方向に進める、こういう方向に入り込んでくるように努力することがいいのではないかと氣もしております。

○松尾委員 そうしますと、この法案によって特定のものが教わられていく、恩恵を受ける、それは具体的に言えば商店街の問題であり、共同店舗の問題であり、またフランチャイズの問題である、その他当分の間、この法律の恩恵と申しますか、それに漏れていく分については手厚い、従来のいろいろな施策というものをしっかりやっていく、この法律以外には新しいものはないわけでありまして、すべてこの法律でやっていく、それ以下のものについては、従来の施策というものを

をきめこまかに指導していく、そしていろいろの意識なんかも変えていって、この制度に乗るような、そういうものにつくっていく、このようなお答えと解していいわけですか。

○中會根國務大臣 そのとおりでございます。

○松尾委員 くだいようでありますけれども、店の立地の状態、利用されておる状態、こういう点から考えますと、新宿とか池袋、銀座のような非常に大きなまちと似た地域に定着したような商店街、それから地方に行きますと月に一、二回周辺から来て買っていくような商店街、それから地域の人が朝晩、とにかく毎日そういうところに行つて日常生活必需品を買い、そういういろいろなところにあるわけでありまして、この施策に乗つていける分はいろいろ残るのか、この施策に乗れないものはどういふものが残るのか。残るものが多いわけですから、いま大臣がおっしゃったように、何かそこをきつめた方針を立ててやっていかないと取り残された分がいつまでも残る、それがやはりいろいろの波をかぶって苦しむ、そしてひどい目にあり、このように思ひわけあります。

そういうふうな對抗の施策といまして、私はひとつここで申し上げたいと思ひます。けれども、産地の実態調査をこの前ドル・ショックのときに早急におやりになりました。緊急調査をやられましたね。そのようなくあいで、何かこの法律によって漏れていく分についての実態をきちつと把握されまして、その部門における年次計画といふものを立てておいて、そしていま大臣のおっしゃったようないろいろの指導、それからその指導の方法、それから助成の方法、予算のつけ方、そういうこととだんだんとこれが共同化して、固結し、力を合わせて、そして大きなものに対して對抗していけるというふうなものをきちつとおつくりなさらないと、片やよくなる、片や全然よくならぬという、そういう取り残され組がひどい目にあふのじゃないか、そういう施策というものをきちつと考へて三年、四年、五年というふうな計

画を立てていくべきではないか、こう思ひます。が、いかがですか。

○中會根國務大臣 その点は、行政の公平を維持するために非常に重大な点であると思ひます。よく検討してまいりたいと思ひます。

○松尾委員 これはよく検討して、そして実行する計画を立てていただきたい、こう私は思ひます。

それから、先ほども振興指針の話がよくここで問題になりましたけれども、この振興指針であります。次長さん、この振興指針というのは中小小売業者のたれを対象とするのですか。全体を対象とするのかどうかということでありまして、これも、教えてください。

○森口政府委員 法律の第三条に書いてございまして、中小小売業者に対する一般的な指針でございます。したがって、この中には当然高度化事業を実施いたします中小小売業者に対する指針の部分も含んでおりますが、むしろ一般的な個々の中小企業者がいかにあるべきかということについての指針を振興指針で明らかにいたしたいというふうに考へております。

○松尾委員 むしろ一般の高度化事業計画等に乘つていくものは、こういう振興指針がなくてもうまくいけるわけです。そういうものにかかつてきて、そしてきちつといくわけです。問題は取り残され組です。一般というものはそれでいい。その取り残され組の一般に対する振興指針でありますから、ここに書いてありますことはわかりませんが、わかりましたけれども、要するに、取り残され組といふものは、こういう抽象的な事柄ではたしてうまくいくかどうか。いま大臣のおっしゃったとおり、新しい取り残され組に対してはどのような手を打っていくか、そしてそれをどのようによつて助成していかうか、そしてそれをどのようによつて百貨店とかスーパーとか、また、いままでできたそういうものに対して對抗していけるかというやうなものを具体的にやるべきであつて、抽象的なこのやうな書き方では、取り残され組に対し

ては、私はあまり役に立たぬのじゃないかと思ひますが、見解はいかがですか。これは一つの作文みたいな感じがして、ほんとにこれによつて残された一般の中小小売業者がどのように方向づけられ、どのようによくなつていくかということについては、私は非常に疑問を感じます。

○森口政府委員 中小小売業者の実態は千差万別であります。したがって、確かに先生おっしゃいますように、たとえば、百貨店が進出してきたときにどうすればいいのかわかりません。具体的に示すのも一つの大きな意味の指針ではございまいりますが、政府として、広く一般の中小企業者といふことになりまして、やはり朝から御説明申し上げたやうな一般的、抽象的の指針にとどまらざるを得ないというふうに思ひわけでございます。ただ、私のほうでは、中小企業指導法という体系がございまして、その体系に従ひまして一般中小企業者の指導をいたしておるわけでございます。具体的には都道府県の総合指導所が中心になります。いろいろな経営指導をいたしております。商店街診断とか、あるいは商店診断というのがあるやうなところで実施しておるわけでございますが、こ

ういふ診断の実態にあつて具体的などうすればいいかというやうな方向を示していかなければいけないと思ひます。また、小規模事業につきましては、商工会、商工会議所におきまして指導員がございまして、いろいろな具体的な事業について、この振興指針を参考に、中小企業者を個別、具体的に指導していかなければならないと考へます。

○松尾委員 では、どうしても表現としてはこのやうにならざるを得ないということは認めます。認めますけれども、それだけでは実際の効果はあがりません。ですから、いまおっしゃったとおり指導員の問題、そういうきめこまかい予算をうんと組む、それから大臣がおっしゃったやうに、レベルアップしていく。そしてそれが共同化の方向に向く。そして中小企業、小売商の基本的な難問題ですか、そういうものをなくしてい

く。これをやりませんと、もう手が届かないところ
は十年、二十年もほったらかされてしまいうわけ
ですね。これをひとしつかりと、きょうの成果
として取り残された組をどうするかというこ
とをよくお考えにならぬといけない、このように
強く要望いたします。

それから、取り残された組でありますけれども、
この第五条に資金の確保のところがあります
ね。先ほどそのお話が出ましたけれども、この
予算はどうなっていますか。

○森口政府委員 中小小売商業の振興のために、
財政投融資といたしまして、流通近代化のために
百三十億、小売商業高度化のために六十億、それ
から流通安全のために二十億、合計中小企業金融
公庫には二百十億円の貸し付け資金を用意いたし
てございます。また、同じような金額は、国民金
融公庫で、生鮮食料品の小売業貸し付け四百五十
億を含めまして、五百六十億の貸し付け資金を用
意いたしてございます。

○松尾委員 次の問題ですけれども、この流通の
システム化と申しますか商業問題、そこには二つ
のポイントがありますね。一つは、大型小売商業
と、中小小売商業の調整の問題、これは百貨店法
の改正というふうな問題になってくると思いま
す。それから二番目には、流通の効率化の問題、
こういうことで、流通のシステム化とか、商業
立地の適正化というところは政府としても調査をさ
れておるわけですね。商品別の流通構造調査、流
通情報サービス、これは先ほど大臣がこういふ面
が欠けておるのじゃないかと言われた点でありま
すけれども、その調査はどうであつたか。そして
また、その調査結果は、中小小売商業にどのよう
に反映されておるかということを開きたいと思
うのです。

○橋本政府委員 私から事あらためて申し上げる
までもないかと思いますが、流通部門におきまし
ては、非常に多数の企業あるいは多数の事業所が
流通の各段階にわたって相互に密接に関連し
合つて存在しているというのが流通部門における

大きな特色ではなからうかと思ひます。さような
点から、流通の近代化をはかりますためには、
個々の流通担当企業の体質改善あるいは強化をは
かることも非常に大切なことでございしますが、あ
わせて流通の流れを一つのシステムとしてとらえ
る。その全体的な立場に立ちまして流通業全体の
効率化をはかつていくということも必要かと思ひ
ます。

そういった観点に立ちまして種々の調査を実施
いたしておるわけですが、そういった調査を政策
の面に及ぼす場合におきまして、小売
商業というのはいさくたて重要な流通担当企業で
ございまして、助成の重点を中小商業者に置きま
してシステム化を進めていくということではいまま
でも進めてきておりますし、今後とも、さような
観点に立つて、調査の結果を中小小売商業者の体
質改善、強化のために活用してまいりたいと思
っております。

○松尾委員 調査の結果を、いまからやつていく
わけですね。

○橋本政府委員 そうでございます。

○松尾委員 これはまた商業立地の問題ですけれ
ども、この商業立地の適正化のためにも商業近代
化地域対策計画の策定、二番目には広域的な商業
診断等の施策もやっておるわけでありまして、そ
のやつた結果の取り上げ方というものはどうなつ
ておりますか。

○森口政府委員 私のほうでは四十五年以来、流
通の近代化計画の樹立をやつておるわけございま
す。御指摘のように、つくりまして、なかなか
かすぐに利用されるというわけにはまいらないわ
けでございます。いろいろやつていきたいと思います、や
はり関係各省、特に建設省等が開発をおやりにな
る場合に、実際上これを参考にしていただくとい
うのが一番いい利用の方法ではないかということ
で、関係建設省のサイドの方にお願いをしておる
ような状況でございます。

それでは、全然机上プランであるかということ
になりますと、流通近代化計画の中でもやはり使

われておるケースはあるわけでございます。例
として適切であるかどうかはわかりませんが、例
も、たとえば旭川において買物の公園をつくら
たというのは、流通近代化計画の中で一つのそ
ういふ構図が描かれておりますので、それに従つて
つくつたという経緯もございします。近くは岡山あ
たりでも流通近代化計画を参考に同じような
ことを考えておると思ひます。

広域商業診断のほうは、もう少し個別の商店街
等にかかわりますので、個別の商店街がそれぞれ
の立場から、広域商業診断の結果を自分の商店の
販賣方法あるいは商品の陳列等に利用しておると
いうように私のほうで考えております。

○松尾委員 調査が必要である、これは大事です
ね。その調査の結果というものは、やはり行政上
具体化して反映されていかなければならぬ、これ
を言っているのです。何か調査、調査といつて
も、片一方では少しもつながらぬ、これではだめ
ですから、そのつなぎをきちっとしなさいよ。そ
してこのような調査をした結果このようになつた
というものをいけば、両々相まってよく
なつていく。これを言っているわけですから、
しっかりやつて下さい。

それから、商店街の問題でありますけれども、
いま日本に幾らあります。それから、その内訳
として、商店街の振興組合の分または事業協同組
合の分、このようになつております。簡単にいい
です。

○森口政府委員 商店街は全国で約一万五千ござ
います。約と申し上げておりますのは、法人格を
持つておりますものは当方でつかんでおりません
ので、任意団体が約一万二千ございします。その他
法人格を持つておるものといはしましては、商店
街振興組合が千二百十六、それから振興組合の連
合会が三十九、事業協同組合組織を持つておりま
すものが千六百七十六、協同組合連合会ございま
すものが千五百、こういうような区分で、約一万
五千の商店街が全国にあるということと相なつて
おります。

○松尾委員 そうしますと約一万五千ですね。今
回、商店街の改造計画作成費の補助というのがあ
ります。これは今年度から始まるわけでありま
すけれども、その予算としては、対象は幾らで
すか。

○森口政府委員 四十八年度には商店街の改造に
対しまして設計費補助をいたすことといたしてお
ります。予算で組んでおりますのは、約八つの商
店街に対して所要経費の三分の一の補助をする
というところで組んでおりますが、現在すでに八つの
商店街をこします商店街から設計費補助の申請書
が出てきております。

○松尾委員 その改造計画作成はけっこうであり
ますけれども、振興組合で千二百とか、また事業
協同組合で千七百とかいうようにたくさん商店街
があるわけですよ。それに予算としてはわずか千
二百四十万、対象組合八組合、こういうことで足
らぬですよ。そして一番初めに何となくも商店
街の整備というところもあつておるわけ、これ
はこういう調査とかそういうものから浮かび上
がつていく、エレベーターに乗るわけですよ。それ
にしてもこれは非常に少ない、足らぬ、商業分野
に対する力の入れ方が足らぬ、これを私は指摘し
たいのです。わかりませんか。——ではもうこれ
以上言いませんけれども、これは来年度からしつ
かりがんばるべきであります。

今度は中小企業振興事業団の高度化の分、共同
化の分、その実績、予算ワケ、その消化状況とい
うものを概略おっしゃつて下さい。

○森口政府委員 振興事業団で助成をいたしてお
ります高度化事業は、商店街近代化、店舗共同
化、小売商業連鎖化、それから商店街の共同施設
というものがおもなものでございします。

このおのの実績でございますが、大体昭和四十七
年度までに商店街近代化につきましては十二件、そ
れから店舗共同化につきましては二百十四件、小売
商業連鎖化につきましては十九件、商店街共同施設
につきましては二百五十二件の助成をいたしてお
ります。これを四十七年度単年度の金額で申し上げ

ますと、商店街近代化につきましては約三億、店舗共同化につきましては約十六億、それから小売商業連鎖化につきましては二億五千万、商店街共同施設につきましては十一億三千五百万というものが四十七年度年度の実績でございます。

○松尾委員 ですから、当初のようによつていこうという予算ワケと申しますか、そういうものが全然なくていまおっしゃったような数字になったのかということが一つ。いづれにしても、今回の法案における目玉商品でありますから、これはうんと予算を組まなくちゃいかぬのじゃないか。また、かりに予算ワケがあつていまいかな実績だとするならば、予算ワケどおりフルにいつていくのかいつていないのか。いつていなければ、そこにはうるさい、具体化できないいろいろな問題があるだろうと思ふのですけれども、そういうところはどうですか。簡単でいいです。

○森口政府委員 中小企業振興事業団のおおの項目につきましては一応の予算ワケはございませぬけれども、必ずしも固定的なものではございませぬ。

それから、四十八年度で予定いたしております貸し付け予定でございますが、大体八〇％無利子のものでございましては約十億、それから七〇％、二分七厘のものにつきましては約一億三千万、それから六五％、二分七厘のものにつきましては四十三億、合わせまして金額で五十五億を予定いたしております。もっともこの中では商店街整備、店舗共同化、連鎖化のみならず、一般中小企業者の共同施設分二十億を含めまして五十五億の融資を予定いたしております。

○松尾委員 特定のワケはない、幅の広いワケの中でやつていける、こういうお答えであります。それから合計五十五億というお話も出ましたけれども、これはうんと力を入れてやつていくべきでありましょう。これはがんばるべきでありましょう。

先ほどボランティアチェーンとかフランチャイズチェーンでいろいろ公取のほうでも問題があつ

て調査しておるといふことでしたが、問題点を二つか三つここでおっしゃつて下さい。どういふ点に問題があつたのだといふことですね。わかつておる範囲でけつこうです。それと大きな問題点だけでけつこうです。

○生田政府委員 フランチャイズチェーンにつきまして調べた結果でございますけれども、フランチャイズ本部と加盟店との関係で問題になりましたものにつきましては一番多いのは、詐欺的な方法で加盟店を募集したといふような問題点、それから加盟店を募集したときに、本部がいたした説明よりも加盟店は実際に収益が上がらなかった、あるいは必要資金が過大となつてしまつたといふような問題点がございします。(松尾委員「簡単でいいです」と呼ぶ)あと二、三ございします。

○松尾委員 ボランティアチェーンにもあると思うのです。そのような問題がある。しかし、ボランティアチェーンというものは、大臣もおっしゃつたように、いまから大いに育成していかなければいけない、このような期待もあるわけでありませぬ。問題点があるならば、どのようにその問題点を防ごうとされたか。

○森口政府委員 フランチャイズチェーンはちやうど発祥期にあるわけでございます。いろいろトラブルもあるわけでございます。実はこの法案をつくります前に、私もフランチャイズを集めまして、フランチャイズの協会を設立せしめたわけでございます。こういうトラブルが起るというの、やはりひつきやうするにフランチャイズの心がまえの問題でございします。このうちが起りませんように協会にフランチャイズの倫理綱領というものををつくりまして、これによつてフランチャイズの指導をいたしてまいつたわけでございます。しかし、やはり倫理綱領だけでは十分ではございしません。先ほど指導部長が御説明申し上げましたようなクレームがいろいろございします。この法案の十一條以下に契約条件の明示と書面の交付義務というものを義務づけまして、それと同時に、やはり問題のありますものについては主務大臣が勧告をするという規定を設けて問題の内容に処置をいたしたわけでございます。

○松尾委員 まず協会をつくつた、それから綱領をつくつた、また、この法案の十一條にそのような規定も盛つた、こういうことでありますけれども、業者と業者の契約でありますけれども、これは割賦販売の場合にはちゃんと消費者といふのがいますからね。こういう契約といふものはきちつとあります。そこにはクーリングオフの制度もありません。ですから、やはり悪い面が出てきけるのであります。このように十一條の規定もけつこうでありますけれども、もう少し契約内容といふものをきちつとしまして、そしてその契約を結ぶときのいろいろな条件といふものを煮詰め、最小限度これだけのものをはつきりするのだといふことはきめるべきだと思ふのです。同時に、クーリングオフといふような冷却期間といふものを置いて、いつでも解約ができるように加盟店をがつちりさせていく、そして本制度をりつぱに育てていくという点は考えていませぬか。

○森口政府委員 十一條の一号のところ、契約を結びます場合には、「加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項」、二号で「加盟者に対する商品の販売条件に関する事項」、三号で「経営の指導に関する事項」、四号で「使用させる商標、商号その他の表示に関する事項」、五号で「契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項」等を契約で明らかにすることを義務づけております。なお、こういうようなフランチャイズのあり方、あるいはフランチャイズ契約自体のあり方については、私どものほうでは、できれば振興指針の中でフランチャイズはいかにあるべきかといふことについて何らかの形でこれを明らかにすることとしたいかかといふことで現在検討いたしております。

○松尾委員 いいでしょう。では、しつかりそこを固めてください。

それから、小売商等が固定客をつかむといふようなことからいろいろ手を打つわけでありませぬけれども、スタンプがありますね。スタンプといふのはどういふことですか。

○橋本政府委員 ただいま御指摘のスタンプ事業でございますが、固定客の拡大、新規客の増大を通じて計画的な小売経営を可能にし得るものであるといふことで、昨今成長しつつある分野でございます。ただ、率直に申しまして新しい分野でございします。まだ十二分にその実態を把握いたしておりませぬ。スタンプ事業者は大体数百年間のスタンプ発行高は約五百億といつたようなことを聞いておりますが、健全な育成をはかるための対策を講ずるためにはさらに十二分な実態の把握が必要かと思ひますので、本年度の予算におきまして実態調査を実施したいと考えております。

○松尾委員 五百億とか何とかの売り上げですね。スタンプといふのは、お客が行つて買えば一回一回幾らかくれるわけでしょう。それで三百枚なり五百枚たまつたときに幾らかの物をやる、こういうことですね。ですから、そのスタンプといふものを三百も五百もためるうちには、家庭で全部なくなるわけですよ。そしてお客を握る。また、スタンプをもらいたいと思つて買ひに来るであらうといふようなことでありますけれども、この分は、やはり消費者は高く買わなければならませぬ。むしろほんとうにまじめな商売であるならば、やはり品質をよくし値段を一元でもまけていくといふようなことであるべきでしょうけれども、特に今度スタンプ業者がおつて、そういう方法を教えて、それで客をつかませ、五百億売り上げた。そして営業利益といふものがスタンプ業者にあるわけですよ。そういうあり方はやはり反省すべきではなからうか。おまけにスタンプの回収率が私は非常に疑問だと思ひます。三百枚、五百枚たまると一生懸命一枚もなくさないでためておくといふ家庭はよくよくのことでありまして、

途中でこれはどんどんなくなっていく、スタンプの回収はうんと減り、そして置いてあるスタンプ業者というものがもうかつていくような制度は考えものだと思ひますが、そういう点も含めてこれはもう少しがっちりよく見てもいい。消費者サイドに立つても、これはあまりいいことじゃない、このように私は判断いたしますが、いかがですか。

○橋本政府委員 御指摘の点につきましては、調査の結果を見て検討したいと思ひます。

○松尾委員 これは大臣にも聞きたいところでありましたけれども、やうと個人事業主報酬制度ができました。これは青色申告の分だと思ひます。この中小小売商の方々の納税の実態と申しますか、青色の分が何%、また白色の分が何%、このようなことは次長わかりますか、お答えくださいますか。

○森口政府委員 先般実施されようとしております事業主報酬制度は、一定の帳簿を備えまして正しい記帳を行なつて、事業部分と家計部分を明確に区分して経理しております青色申告者に対して、その所得を事業主の労働の対価である事業主報酬と、企業の利潤である法人所得に分けて課税しようとするものでございます。したがって、企業と家計が未分離の状態にあります白色申告者にこれを適用するということは、きわめてむづかしいというように考えるわけでございます。

ひるがえつて考えてみますと、一定のルールに従ひました記帳を行なうということは、企業者自身にとつても合理的な経営管理を行なう上で必要なことでございます。私のほうにいたしましては、経営改善普及事業の一環として、記帳指導というのをやっておるわけでございますが、いろいろ見てみますと、零細企業の中にはなかなか正規の帳簿をつけておらない者が少なからずあるわけでございます。したがって、こういうところには事業主報酬制を適用するということは、先ほど御説明申し上げましたような事情でなかなか

むづかしいわけでございますが、このためにいろいろな制度を従来から実施しておるわけでございます。すなわち白色の専従者控除というものを実施いたしておりますが、四十八年度におきましては、この控除額の引き上げを実施いたしております。また、個人事業税におきまして事業主控除制度というものがございまして、これは青色、白色を問わず適用される制度でございますが、これに引きましてはやはり控除額の引き上げを四十八年度は実施したやうなわけでございます。こういうやうなわけで、事業主報酬制度はなかなか適用しがたいわけでございますが、反面、小規模な業者につきましても、あつた限りの配慮をいたしておるというのが現状ではなからうかと思ひます。

○松尾委員 今度、一兆円の所得税減税の発表がありましたね。これは非常にけっこうなことですよ。百五十万円まで免税して、こういふのが骨子のものでありますけれども、中小企業に対してはどうなるのですか、これは大臣に伺ひます。

○中曾根国務大臣 来年度の減税につきましては、まだ今年度の法案を仕上げている最中で、いざいざ八月概算要求のときまでに検討を加えていきたいと思つております。所得税について党の幹部が大幅減税の構想を発表したやうでありますけれども、われわれも非常にいい政策であると思ひます。中小企業そのほかにつきましても、サラリーマンの皆さん方と相共通するところもございまして、特に地方税、事業税等について非常に考慮すべき段階ではないかと思つております。できるだけ減税の政策を推進いたしたいと思ひます。

○松尾委員 いまのお答えのとおりだと思ひます。個人事業主報酬制度も、パーセンテージを聞かなかつたのですけれども、青色は何%ですか。

○森口政府委員 営業所得者の約五三%が青色申告制度を実施いたしております。

○松尾委員 そすると、残り四七%が白色である、これは事業主報酬制度の適用がない、専従者がおればそこで若干の控除ができる、こういうことですね。でありますから、やはり白色をどのやうにして青色にするかという問題も指導の問題です。こういうこともしつかりやり、この税制の恩典に漏れないやうにしたい。それから所得税減税が一兆円というのはたいしたことでありました。その中で、中小企業をお忘れなくやっていた。このやうな個人事業主報酬制度の適用も受けられない、そういう人たちは、本法案によりまして、本法案の恩恵を受けられない大部分の中小小売業者、こういうものに対しては、税制が何かで基本的によくして、以外に当面の打つ手はないと私は思ふのです。大臣のおっしゃつたいろいろなこと、団結し、共同化してやつていくというところは、これはぜひふん年数がかかります。その間に受けるいろいろな大きな打撃、これは中小企業の大きな悲劇であります。でありますから、基本的にはこういう税制でたくさんの人を救ふ、その上に立つて、この法案に漏れる人々をどうしていくかということを考える、このやうなことが私は基本的に一番大事であらうと思ふのです。これは要望であります。大臣もその決意には少しも変わらぬと思ひますからあえて聞きません。

これはもう最後であります。中小商業者もいろいろの問題でもう仕事から離れます。離職するわけでありまして、外国のほうの制度では、いろいろ離職者に対する恩恵的な制度と申しますか、救済制度がある、こう聞いておりますけれども、二、三でけつこうですから、どういふものがあるか。それから、これは大臣に聞くわけでありまして、けれども、このやうな中小企業の離職者に対して外国の制度がある、これをお聞きなされた上で、この中小企業のこのやうな者に対して大臣がどのやうにお考えになるか、これを聞きたいのです。これは最後であります。

○生田政府委員 外国の例でございますが、先生の御指摘の離職者対策そのものという感じでございます。西ドイツの例でございますが、廃業いたしましたして賃金労働者にならうとする者に対しては、職業訓練期間中に財政的な援助をするという例がございまして、あとは離職者対策ということでは必ずしもないかと思ひますが、転廃業に対する助成をいたしまして、オランダにおきましては、五年間自家営業を継続した者に対し政府が廃業の助成をするという対策がございまして、それからフランスでございますが、高齢の商業者に対しては財政からの給付制度を考慮する、これは検討中でございます。それからアメリカにおきましては、アメリカ政府の中小企業庁によりまして、転廃業に対しまして融資あるいは補償等が行なわれております。以上でございます。

○松尾委員 転廃業のことは日本にも若干制度があります。それから離職者の問題、これはいま外国のやういふやうな例がありまして、大臣がどのやうに感ぜられたか。また、日本において現在ない制度というものを研究されまして、これは手厚くそういふものを考えていかれるかどうか、最後に聞きたい。

○中曾根国務大臣 よく検討してみまして、日本に適當な制度をできるだけ勉強してつくつていきたいと思ひます。

○浦野委員長 次回は、明後八日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時五十八分散會

商工委員會議録第二十五号中正誤

改正	
ベシ 段行	誤
二一三 機構	機能
三三六 こと	この
七七 二二 当たら	たしか
七七 四三 研究告	研究員
二二 三六 法人は場合	法人の場合

昭和四十八年六月十五日印刷

昭和四十八年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局